

第七回 参議院地方行政委員会會議録第四十四号

昭和二十五年五月一日(月曜日)午前十一時五十八分開会

本日の會議に付した事件

○地方財政平衡交付金法案(内閣提出・衆議院送付)

○予防接種法等による国庫負担の特例に關する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○地方財政委員会設置法案(内閣提出・衆議院送付)

○地方税法案(内閣提出・衆議院送付)

○消防法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○地方財政委員会委員の構成に關する請願(第一三八九号)

○公務員の給与ベース改訂等に關する請願(第四三四号)

○特別都市計画事業費の地元負担金に對する起債認可の請願(第四八四号)

○補正予算公共事業費全額起債認可に關する請願(第一三六四号)

○平衡交付金に關する請願(第六号)

○平衡交付金制度に關する請願(第五七〇号)(第一二四一号)

○北海道に對する平衡交付金制度運用の陳情(第二七九号)

○平衡交付金法案中一部修正に關する請願(第一七七六号)

○積雪寒冷地の平衡交付金に關する請願(第一七七九号)

○積雪寒冷地に對する平衡交付金の適正配分等の陳情(第三一四号)

○入場税附加税および不動産取得税附加税廃止に伴う財源附與の請願(第三部)

第三部

地方行政委員会會議録第四十四号

昭和二十五年五月一日【参議院】

一九九六号

○宮崎県債償還延期および利率引下げに關する請願(第一八五三号)

○東京都特別区の自主的財政制度確立に關する請願(第七号)

○町村吏員恩給費の負担等に關する法律制定の陳情(第三二二号)

○戸籍事務費全額国庫補助に關する陳情(第三四四号)(第五六号)

○戸籍事務費全額国庫補助等に關する陳情(第三四九号)

○地方財政法第十一條の経費全額国庫補助に關する請願(第一九二二号)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

本日は先ず地方財政平衡交付金法案を議題に供します。本審査をいたします。御質疑はございませんか。別に御発言もございませんようです。から質疑は打切つたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。

○西郷吉之助君 地方財政平衡交付金法案につきましても、本委員会における質疑の中、十分内容につき質疑応答を重ねたわけでありますが、この法案は従来の地方配付税制度に代りまして、今回のシャッフル使節団の地方財政の確立の調査の一環としまして、今回

新たにこれが設けられ、これは地方財政に資するところ極めて重大なところがあると思ひますので、私はこの政府原案に賛成いたします。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御発言はございませんか。……外に御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。地方財政平衡交付金法案を採決いたします。原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

「総員挙手」

○委員長(岡本愛祐君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。尚、本會議における委員長の口頭報告については委員長より結果を報告することとして予め御承認願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。本院規則第七十二條により委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

吉川末次郎 三木 治朗

堀 末治 西郷吉之助

濱田 寅藏 山田 佐一

米倉 龍也 柏木 庫治

木内キヤウ 岩木 哲夫

林屋龜次郎 黒川 武雄

鈴木 直人

○委員長(岡本愛祐君) 次に予防接種法等による国庫負担の特例等に關する法律案を議題に供します。

本法案につきましても衆議院の修正案の提出がございまして、それは施行期日の点でございまして、附則の「この法律は昭和二十五年四月一日から施行する」というのを次のように修正するのであります。

附則を次のように改める。

この法律は公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

御質疑をお願いいたします。本審査でございます。

政府委員に伺つておきますが、本法案の第一條中に、「都道府県の負担が、平衡交付金に繰入れられるため」とありますのは意味が不明で、誤解される虞れがありますが、どういふ意味でありますか。つまりこの字句によりまして、都道府県の負担というものが平衡交付金に繰入れられるというので、おかしく思ふのですが、この点を説明願つておきたい。

○政府委員(太宰博邦君) これは平衡交付金法の実施に伴い、こういうことをするのだという説明規定でございまして、趣旨は、平衡交付金の施行に伴いまして、従来国庫並びに都道府県から市町村の事業に對して一部を負担しておりましたのが、平衡交付金の制度

の中に繰入れられることによつて、その負担という制度がなくなるのである、こういう趣旨でございます。多少書き方について遺憾の点があつたかに……

或いは誤解を招く虞れがあるかも知れませんが、解釈はさうで御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御発言、ございませんか。外に御発言もございませんから質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方はそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようでございますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

予防接種法等による国庫負担の特例等に關する法律案について採決いたします。右法案を原案通り可決することに御賛成の方の挙手を願います。

「総員挙手」

○委員長(岡本愛祐君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚右は衆議院の修正案を含めて御賛成を願つたこととして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡本愛祐君) さように決定いたします。

尚本会議における委員長の口頭報告については、委員長より結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。

本院規則第七十二條により委員長が議院に提出する報告書について多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名
吉川末次郎 三木 治朗
堀 末治 西郷吉之助
濱田 寅藏 山田 佐一
米倉 龍也 柏木 庫治
木内キヤウ 岩本 哲夫
林屋龜次郎 黒川 武雄
鈴木 直人

○委員長(岡本愛祐君) 次に地方財政委員会設置法案を議題に供します。

右法案には御承知の通り衆議院の修正がござります。別に御発言もござりませんようですから、質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方はそれぞれ賛否を明らかにしてお述べをお願いします。別に御発言もございませんか。

○岩木哲夫君 只今かけられましたる地方財政委員会設置法案につきまして

は賛成であります。

但し将来これは政府においても又国会においても当然こうした点については修正さるべきことを希望するものであります。問題は地方自治を確立するために、その財政を強化して、そうして地方の自主性をよりよく改善するといふ方途に基いて、当委員会法なるものは設置せられることとなつたと了承するのであります。現在の日本の復興、経済の状態は、中央地方を通じて、その財政及び経済政策というものは一貫性を持たなければならぬ。但し従来は中央集権的なことによつて地方財政をややともいひますればその実情に適合せざる或いは強権的な独善的な差配があつたことについて、その弊害を防止する意味でかような法案が又できたとも考えるのであります。併し現在の日本の地理、そうして原料資材の状態或いは日本の自立経済の構造なるものの配置状態が普遍的ではないので、従つてどうしても地域的において、いわゆる国内物資需給調整の地域と産業、貿易需給物資の地域及び工業或いは原動力資材等の配置状態が、今申上げました通り普遍的ではないといふことによる場合と解して、一府一県委員会が総合的な経済復興計画を樹立するには中央機関との連絡が乏しい。特にこの委員会はそれ／＼の自治体が推薦する人を総理大臣が更に二名のものを、国会にかけて承認を求めるといふのであつて、その包蔵せる権限というものが、非常に独立性が強いものであります。例えば二十五年度予算面においても現われておりますごとく、中央地方の税制を改革し、財政経

済を一貫してこそ日本の自立経済に資さなければならぬといふ方途に、この財政委員会がどれ程の重要な要素と役割を持つかという点については、その自主独立権の立場におきましても、差配権の立場におきましても、非常にむずかしいものがあるものであります。ただ地方財政の確立という面におきましては、役割を演ずるには或いはよいといったしましても、反対にこれが中央機関に對します差配権はないのであります。で、ただ要望するだけの機関である。で、地方税法及び地方財政上に関する法律案の立案は従来の通り自治庁にこれが専有されておるといふ等の矛盾から、現在の人事院的な存在化することによつて、いろいろの、丁度資本家と雇われている者との賃金や経済状態に対する抗争のごとく、地方経済と中央経済との一貫性を図るという政府の趣旨に矛盾する点が少くないのであります。こうした点等を、当然将来地方自治の強化のためにこの委員会を十二分に活用する上においては、大いにこれらの矛盾を是正改廃して行かなければならぬといふことが、特に本法案審議の上において我々の痛感された点であります。こうした点に對しては政府においても大いに将来研究あらんことを切望し、我々国会においてもこの点は相当矛盾点であるといふことを指摘して、本法案に賛成するものであります。

○西郷吉之助君 この地方財政委員会の設置法案は、地方自治にとりまして極めて重要な役割を演ずる委員会でありまうが、その他にも地方自治庁並びに地方行政の調査委員会という独立した機関がありまして、地方自治にとりましてこの三者が鼎立いたしたおるのであります。これらの三つの機関が今後大いに連絡調整を図り、そして円満なる遂行をいたしませんと、地方自治の上に支障を来す虞れがあらうので、更にさういふうな点を十分勘案されることを我々は希望いたします。私はこの設置案に賛成いたします。

○吉川末次郎君 本法案に對して賛成するものであります。他の委員からも御発言がありました。本委員会と地方自治体並びに中央政府との関係等につきましても、先般の質問の中にも我々の意のあるところを述べたのであります。人事院の国家行政組織上におけるところの地位と相共通いたしておると考えるのであります。全般的な委員会制度というアメリカの制度に則つたところのそうした制度が非常に日本の行政組織上における新しい制度であります。政府及びその他の方面におきまして十分なその性質と運営についての理解が普遍化してないといふことから、諸種の誤解も生じておるのであります。併しその節、國務大臣にも要求いたしたごとくでありまうが、国会議員におきましても、この新しい委員会制度、コミッション・ガヴァメントの性質及び運営等につきましては十分研究調査し、又十分の理解を普遍化するよう努めて行くところの必要があると考えておるものであります。尚又衆議院より回付されて参りましたところの修正案につきましても、特に衆議院のように修正して、委員会の構成員であるところの委員といふものを、地方自治体の首長の連合体の推薦するところのものといふものをば、そこに地方自治体の議会の議長をば、そこに地方自治体の議会の議長をば加えておるのであります。そうした修正につきましては別に深く反対する程でもないものであります。大して衆議院の修正というものがいわれがあるようにも思はないのであります。むしろ原案の方が私は優つてゐるのではないかといふような感もするのであります。事はその程度大なるものではあります。その他我々より審議の間におきまして本法案に對して我々が持つておきますところの意見は大体これを申述べまして、速記録にも記載されておるごとくであります。それらの意見をすべて包括いたしました立場におきまして、結論としては我々は賛成いたすものであります。

○委員長(岡本愛祐君) 他に御意見はございませんか。他に御意見もないようでございますから討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。地方財政委員会設置法案について採決いたします。地方財政委員会設置法案、これを衆議院の修正議決を含めまして原案通り可決することに御賛成の方の挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(岡本愛祐君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。尚、本会議における委員長の方の口頭報告については委員長より結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないことを認めます。本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

吉川末次郎 三木 治朗
堀 末治 西郷吉之助
濱田 寅藏 山田 佐一
米倉 龍也 柏木 庫治
木内キヤウ 岩木 哲夫
林屋龜次郎 黒川 武雄
鈴木 直人

○委員長(岡本愛祐君) 御署名漏れはありませんか。ないと認めます。

○委員長(岡本愛祐君) 次に地方税法案を議題といたします。御質疑はございませんか。別に御発言もございませんようですから、質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方はそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。

○吉川末次郎君 この法案は、申すまでもなく先に日本に來られましたところのシャープ使節團の報告書に基きまして、リコメンデーションに基いて成案されたところの法案でありまして、我々はマッカーサー元帥が我が日本及び地方を通ずるところの租税制度について、これを再検討して、改革の途をシャープ使節團報告書を通じて示されたところの行為に對しましては、満腔の謝意を表したいと考えてお

るところのものであります。又、このシャープ使節團の税制改革に関するところの報告書を通じますところの進歩性、又日本の民主化のためには、地方分権主義に則つて、それに即応したところの地方財政制度を講じなければならぬというところの、その報告書の中の地方財政に関するところの極めて多くの言辭の費されておりますところの内容につきましては、我々も又共鳴するところの点が極めて多いことを感ずるものであります。併しながら、このシャープ税制使節團の報告書の中におきまして、忌憚なく日本のあらゆる方面においてその内容が批判検討されるということをばシャープ使節團もその報告書の中に書いておられることであるのであります。我々は先に申しましたようなこの使節團を派遣せられたところの米國政府並びにそうした運びをせしめられたところのマッカーサー元帥の行為に満腔の謝意を持ち、尙その報告書の内容、殊に我々の委員会の審議の對象でありますところの地方財政制度と、それに伴うところの地方行政制度及び地方税制の改革につきまして、誠に探るべき多くのものがそこにあるというところを感じておりますことは、先に申しました通りであります。併しながらここに自由の批判と検討等もシャープ氏その他の人達は要求しておられますところの精神に則りまして、我々は又我々独自のの見地におきまして、これに對するところの批判的な立場よりする修正的な意見を持つておつたのであります。従つてそうした見解に基きまして、政府より提案せられたところのこの地方税法案についての我々の修正意見

を、最も建設的な見解に基いて、これを修正したいというように考えておつたのであります。諸般の事情はそれを許されないという結果を來たして参りましたことは、極めて我々日本社会党の者の遺憾に存する次第であります。このような結果に至りましたことに即応いたしましての我々の見解を述べますならば、冒頭に申し上げましたごとく、我々はこれに反對せざるを得ないところの立場をとらざるを得ないところの立場をとらざるを得ないところのものであります。で、ここに我々がこの法案についてどういう立場において反對し、又どういうような立場においてどのような具体的な修正意見を今日まで把持し、又修正しようとしたておつたかというところを我々の反對意見を明確にいたすことにいたしたいと考えるのであります。

先ず總括的な我々の見解を披瀝したいと思つたのであります。第一には、税負担がこの法案におきましては著しく増大するということでありまして、この地方税におけるところの増税というものは、国税における増税を併せ考慮したときには、政府はこれが軽減されるものであると言つておられるのであります。然るに今回新たに設けられましたところの地方税の中に、おきましては、この法案によりまして、と、課税対象の明確に把握すること

が、できないものが極めて多いように、我々には考えられるのであります。その徴収額として予定されておるところのものは、予定されておりますところのよりも、實際上の課税というものは、予定額よりも遙かに越えるように

な結果を來たすものではないかと考えるところが、その一つであります。尙、更にこの税体系の根本的な変革のために個々の納税者の税負担額というものは大幅に變動いたすのであります。そして、その中でこの差が激しいために、営業や、或いは一般国民のこの生活に及ぼして来るところの甚だしき變動による結果よりいたしましての影響というものが、国民生活上、或いは産業の上におきまして、極めて深刻なものであるということを我々は看取するのであります。尙、更に、今後政府がとっておりますところの今日のデフレ政策、或いはデイスインフレーション政策とも言われておりますが、そういう経済事情の變化というものが、今後一ケ年の間におきましてのそれは非常に甚だしいものがありまして、それは政府のデイスインフレーション政策、或いはデフレ政策のために、国民の所得といふものは非常に收縮されて來ると考

えられるので、それとこの税制とを相対照いたしますと、国民に對するところのこの負担というものは非常に多い。實質的には非常に多い結果になつて來るのである、このように我々は考えてくるのであります。

第二番目に、我々が總括的にこの法案に對しまして反對いたしますところの見解の基礎は、この法案において、税負担の公平は望むことができない、というところの見解であります。で、總括的に見ますと、この法案によりまして、大所得者よりも小さな所得者に税金が余計かけられておる、法人よりも個人に重い税がかけられるようになつておるというよう

な結果を來たすものではないかと考え、これは社会政策的に見まして適正でないと考えておるのであります。尙、新しい税目につきましては徴税の方法に極めて不安な点がある、私にはあると思うのであります。評価技術も困難でありますし、徴税の機構というものが極めてむづかしいことが規定されておる、必ずしも完全ではない。又手続というものが十分に民主化されておらんという現状と相俟ちまして、徴税吏が、税務署の方におきまして勝手な課税が行われるところの危険が非常にあるのではないかと、このように考えます。

第三番目に我々が本法案に反對いたしますところの總括的な見解の基礎をいたしまして申し上げたいことは、一般の産業、特に基礎産業、なかんずく中小企業に對するところの圧迫というものがある。本法案において甚だしいものがある、と考えられるのであります。即ち鉱業、マイニングであるとか、或いは鉄道であるとか、或いは船舶であるとか、造船、電気事業等の固定資産の大きな産業、及び新聞というようなサービス業にも即ち税金がかけられる。そういうことのために事業の破滅的な結果を來たしているのではないかと、我々のようなことを我々は考えるのであります。又生産価格にこの課税を転嫁する、というところの困難な非独占的な事業、生産価格に増税が十分に吸収されないところの独占的な事業、特にそうした十分な基礎を持つておりませんところの本質を持つておりますところの、課税が生産価格に十分に吸収され得ないところの本質を持つておりますところの非独占的な事業の中でも、今日特にデフレによつて困難を來

たしてありますところの中小工業者というものの、この法案に基づくところの課税による困難というものは、極めて大きいものがあると考えるのであります。すでにそうした事象は各全国至るところの中小工業者が今日如何に重い税金に苦んでおるかという、その税金攻勢が本法案の制定によつて更に増加せられるところの傾向が甚しいものがあるというように、我々は考えておるのであります。

第四番目に我々が本法案に反対いたしますところの基礎的見解といたしましては、国民の消費生活が本法によりまして圧迫されるということでありまして、増税は企業の合理化を当然にしななければならぬということになつて来るのでありますから、そうした企業の合理化に伴う、労働者の、或いは俸給生活者の失業、賃下げ、或いは賃金の遅配欠配というようなことは、この増税に伴うところの産業の合理化によつて必然的に招来されて来るものと考えられるのであります。又固定資産税であるとか、或いは附加価値税の増徴というものは、家賃、地代、或いは電気料、荷一般の物価の騰貴を来して来るのでありますから、一般国民の消費生活というものはそれによつて、私は可なり大きいところの圧迫を受けざるを得ない、結果を来したて来ると思ふのであります。

私達は總括的にそうした見解の上に立ちまして、この法案に反対しなければならぬ、このように考えておるのであります。

更に進んで、この法案が規定いたしておりますところの各種の地方税につきまして、先程申しましたように、

我々がどのような修正ができるならばしたいというようなことを考えておつたかというのをば含めまして、我々の見解を更に具体的に申し進めてみたいと考えたのであります。

第一には、この法案が規定いたしておりますところの道府県税について道府県税の中で先ずその中心を成しておるところのものは附加価値税であります。その附加価値税につきまして先ず考えられますことは、公聴会その他においても言われたことであるが、この税目は世界においてまだ類例のない、実施されておらんとする税であります。財政学者の間においてもまだペンディング研究課題になつておるところの税金であることは世間周知のごとくであります。従つてその性格というものにつきましては理論的にも極めて多くの疑問があると考へられるのであります。且つ事業の種類によりまして負担の不公平が甚だしくも、或いは、且つ租税能力をば無視して赤字企業にまでこの税金は課税せられるのでありますから、徴税等にも困難があることは当然であります。

このような立場に基きまして、私は道府県税といたしましてこの附加価値税に對しましては我々社会党は撤回を要求するところのものである。併しなからこれを撤回するというのが困難であるといふ修正するならば、我々は修正した修正したたかつたのであります。即ち本法案によりまして、附加価値税の免税点は九万円となつておつたと思ふのであります。我々社会党はこれを二十四万円にまで上げたいと考えておるのであります。又この税率につきましても、第一種の事業につ

きましては百分の三、それから制限率はこれを百分の六に改正したいと考えておるのであります。又第二種、第三種につきましては、法案は百分の三となつておるのでありますけれども、我々はこの課率を百分の二にしたいと考えておるところのものであります。

それから次に道府県税といたしましての入場税であります。これは以前の入場税よりも課率が下げられたのでありますけれども、尙極めて不十分であると考えておるのであります。我々は通常の場合百分の百とありますところの原案を百分の六十にまで下げたいと考えておるのであります。又純音楽その他のものはこれを百分の三十に改正したいと考えておるのであります。但しこれの徴税の方法につきましては、いろいろと考究すべき点があると思ふのであります。飽くまでも脱税を防止するというものについては、更にこの法案についても考へて行かなければならぬ点があるんじゃないか。このようにも考えておるわけでありまして。

それから道府県税の中で廃止されましてたところの不動産取得税につきましては、免税点を二十万円といたしまして、これは従来のごとく道府県税として存置して置くように我々は修正したいという見解を持つておつたものであります。

次に市町村税についてであります。市町村税の大宗をなしますところのものは、言うまでもなく固定資産税と住民税即ち市町村民税であります。先ず第一に固定資産税につきましては、法案にありまるところの、こ

の一般の土地家屋というものの課税標準というものは賃貸価格の九百倍といたしてありますものを、我々日本社会党はこれを五百倍と改めまして、その間に地域差を設けなければならぬというところの見解を持つておるところのものであります。特に寒冷地帯或いは積雪地帯というように所におきましては、その倍率というものをば引下げるところの必要があると考えておるところのものであります。又農地に対するところの税率は、百分の一から百分の三までの累進税とすべきものであると考えておるのであります。償却資産に対するところの税率は百分の一としまして、そうしたこの免税点は五万円とすという見解を持つておるのであります。

遊休施設、農業用の施設に対するところの課税はこれを行わない。又協同組合の発達助長ということは、我々の産業の民主化、経済生活の民主化、国民生活の民主化の上から、協同組合の発達を助長して行かなければならぬのでありますから、この協同組合の発達をば阻止いたしますような、協同組合に対するこの固定資産税の課税というものはしないようにして貰いたい、このようにも考えておるものであります。

尚、市町村民税についてであります。市町村民税の均等割が、すべてを通じまして均等割及び所得割等に著しく高くなるのであります。先ず均等割につきましては、この標準税率をば次のように引下げなければならぬと考えておるものであります。個人につきましては人口五十万以上の所は六百円、制限率は千円、人口五万以上の市町村におきましては均等割を四百円といたしまして、制限率を七百円に修正いた

したいというように考えておるものであります。人口五万以下のその他の市町村におけるところの均等割は、これを二百円に引下げまして、制限率を又四百円に引下げべきものであると考えておるものであります。それからこの法案が規定いたしておりますところの世帯主のみならず、家族、従業員にも住民税がかけられることになつておるのであります。家族、従業員に対するところの課税は、従来のごとくこれをしないで置く、即ち家族、従業員に對しては免税すべきものである。現行の法案のように課税しないことが必要であると、このようにも考えておるものであります。

次に所得割につきましては、前年の所得税額に對して課税するところの場合におきましては百分の十から百分の二十までを一律にかけるのでなくして累進税によつて課税をするというようにして行かなければならぬと我々は考へておるものであります。

それから本法案が規定いたしておりますところの自転車税や荷車税のときものは、これを廃止しなければならぬと考えております。またこれは本法案においては廃止されておらぬのであります。従来、地方税でありますところの金庫税、或いは召使等にかけるところの使用人税、或いは余裕住宅税のときものは、これを従来のごとくやはり存置しておくということが私は必要である、このようにも考えておるものであります。

で、我々のこうしたところの見解に基いて、即ち附加価値税を撤回する、或いは税率を変更するというようなことにおいて、地方自治体の財政の上にお

いては我々はそれ程大した減収は起つて来ないというように推察しておるのではありませんが、併しそうしたところの部分につきましては、地方財政平衡交付金によつてこれを補填して行く。大体予定されておる予算案、即ち通過いたしましたところの予算案に基づくところの本年度千五億円の地方財政平衡交付金において大体に賄い得ると考えておるのでありますけれども、併しそれで賄われなくて、更に増額しなければならぬという特殊な即ち予算を更正しなければならぬというような必要が起りましたときにおきましては、私達は国債償還金を以てその中からこれを充当することが十分にできるものであると、このように大体考えておるのであります。

尙我々の審議中におきまして民主主義の岩木君から特に力説、高唱せられたこととあります。この法案中において規定されておりますところの罰則規定が極めて峻厳であるということ、は、全く我々も岩木君と感をひとしくするものであります。これを機会に見合せて今日まで行われて来たところの罰則規定で十分であると、このように考えておるところのものであります。

それから又シャープ勧告書は寄附金のことをいふと書いておるのであります。租税に準ずるような寄附金をとるといふようなことにつきましては、法的に何らかの規制するところの方法を考慮するところの必要があり、又その評価につきまして極めて複雑なところの規定が規定されておるのであります。これを評価機関の、或いは評価手続のやはり民主的な立場から

の検討が必要であると、このように我々は考えておるのであります。以上申述べましたところの本法案に対する基本的な反対の理由並びに具体的、我々が修正できるならばそうした線に沿つて修正したいと考えておりましたところの我々の見解を述べまして、繰返して冒頭に述べましたごとく、本法案に對しましては、この修正を許されざるどころの現実の事態に當面いたしました。我々日本社会党は政府提案の地方税法案に對しては全面的に反対の意思表示をここにいたしますのであります。

○岩木哲夫君 私は国民民主黨を代表いたしましたして本法案に反対をするものであります。が、但し我が黨は地方自治を確立する目的を以て、その財政強化を図る意図を含むシャープ勧告案の趣旨に基く地方税法の改正という趣旨には賛成をするものであります。

多年、地方自治の財政的確立が、国家としても、国民としても要望されておることは、今更申すまでもないのであります。地方自治とその財政の確立を図る新しい方途、即ち平衡交付金制度、並びに今回の税法改革を以てその確立を図るという趣旨には、只今申しました通り反対をするものではないのであります。ただその手段、方法、取り方において、どうも各点の行かない点がある。よつて我が黨はこうした各点のいかない点を修正をして、その修正を容れられるならば本法案に賛成をしようという考え方を当初から持つて参つて来たのであります。これは政府においても、この法案は一年間は、吉田総理が司令部に懇請したのである

基くことであるはもとより、政府與黨である自由黨においても、相当の修正案を草案されまして、これの折衝に當られましたことによりまして、如何にこの法案が地方自治の財政を確立するという方面にはよいといひました。この内容におきましては矛盾があるし、都合の悪い点があるではないかという点を指摘いたしておることによりまして明らかだと思ふのであります。そこで私達におきましては、何故この法案におきましてのシャープ使節団の考え方と、又これを国会におきまして審議いたしておる政府と我々との間におきましての質疑の内容において、相当の喰ひ違ひがある。地方財政を確立するというところで税法を改革する趣旨には、極めて適切なものがあることは私も深く感じておるのであります。が、非常にこの点に矛盾を発見して来ておるのであります。

そこで我が黨は今申上げます通り、これを是非修正したいという点を強く関係方面に要望して、その先ず主なるところ、いろいろ沢山の税法改革に對しましての小さい問題も相当あります。が、その主たる改革の要點をいたしましては、例えば附加価値税におきましては、その課税率を第一種は二五%、第二、三種は一五%に低減し、更に特例を設けて協同組合、新聞事業は非課税として貰いたい。或いは免税を引上げる等、こういう措置をとりまして、政府が当初意図せる徴収見込の四百十九億は優に取れるという強い信念を持つておるのであります。又固定資産税におきましては、これらの倍数におきましては只今社会党の吉

川氏からの御披露もありました通り、この日本の地理の状況から、或いは経済状態、諸般の環境等によりまして、これを一律の土地家屋の九百倍の倍数は余りにも現実無視であるという強い考え方から、土地におきましてはその地域、例えば寒冷地、單作地、経済におきましては、或いは人口密度、諸般の状況から、これを三百倍乃至七百倍ぐらゐにするのが現在の自由市場或いは實際取引面におきましては、何故この法案におきましてのシャープ使節団の考え方と、又これを国会におきまして審議いたしておる政府と我々との間におきましての質疑の内容において、相当の喰ひ違ひがある。地方財政を確立するというところで税法を改革する趣旨には、極めて適切なものがあることは私も深く感じておるのであります。が、非常にこの点に矛盾を発見して来ておるのであります。

ものにつきては、これを減じ或いは免することが必要である。又農業用の豚小屋であるとか、器材小屋であるとか、味噌小屋といつたようなものにつきましては、当然これは減免の措置をとることが当然である。又純粹の學術試験研究所の施設等の固定資産におきましては、これを非課税とすることが適當である。又協同組合の償却資産等におきましては、これは非課税とすることが適當であるといふような、こういう改正趣旨を強調いたしました。政府の意図せる一七五%の割合でなくとも、一五%の割合におきまして、十分所期の徴収見込は達成せられるという強い信念、確信を持つておるのであります。又市町村民税におきまして

も所得割税率が相当高過ぎる。所得につきては、或いは或る場合におきましては附加価値税でかけられ、勤勞所得におきましては附加価値税でこれが課税の対象となり、或いは所得税自体としてのすでに課税の対象となつておる上に、ここに市町村民税としてこれらの税率を更に賦課することは、余りにも所得税といふものをなぶりすぎる。又ここにおきまして特に国民所得を対象としたしておりますこの観点から、これを一三%に低減することが適當である。又協同組合におきましてもこれらは同様に非課税対象とすべきだといふ考え方を持つたのであります。

又遊興飲食税につきましては、宿泊及び大衆食堂等の飲食につきましては現在二〇%となつておりますが、これを一〇%に低減し、百円未満の飲食につきましてはこれを免税とすることが困難な現在の大衆経済におきましての特に要望する点であるといふことを我々強調したのであります。又入場税におきましても現在せめて残されたこの荒廢した日本国土におきましての芸術鑑賞、或いはいろいろしたものもの鑑賞に關しましては、或いはいろいろの催物の鑑賞がせめて慰安の場合におきまして百分の百であるとか、百分の四十であるといふ課税率は世界で最も高い率であるといふことは御承知の通りであります。が、これを六〇%及び四〇%に低減することが必要である。又罰則規定におきましても今吉川氏が強調されましたごとき余りにも困難な経済状態下において新しい税法を施行し、赤字でも取上げようとするものに対してのこれらの罰則規定が不当に強過ぎるという観点等から、これらを修

も所得割税率が相当高過ぎる。所得につきては、或いは或る場合におきましては附加価値税でかけられ、勤勞所得におきましては附加価値税でこれが課税の対象となり、或いは所得税自体としてのすでに課税の対象となつておる上に、ここに市町村民税としてこれらの税率を更に賦課することは、余りにも所得税といふものをなぶりすぎる。又ここにおきまして特に国民所得を対象としたしておりますこの観点から、これを一三%に低減することが適當である。又協同組合におきましてもこれらは同様に非課税対象とすべきだといふ考え方を持つたのであります。

も所得割税率が相当高過ぎる。所得につきては、或いは或る場合におきましては附加価値税でかけられ、勤勞所得におきましては附加価値税でこれが課税の対象となり、或いは所得税自体としてのすでに課税の対象となつておる上に、ここに市町村民税としてこれらの税率を更に賦課することは、余りにも所得税といふものをなぶりすぎる。又ここにおきまして特に国民所得を対象としたしておりますこの観点から、これを一三%に低減することが適當である。又協同組合におきましてもこれらは同様に非課税対象とすべきだといふ考え方を持つたのであります。

正すべきことを強調したのであります。ところが、遺憾ながら我々のそういう要望点は容れられなかつたのであります。そこで私は憲法におきましての日本の国会の民主化、或いは自主権といったような観点におきまして、これは日本政府自身ですら同意し難い、修正したいと言つし、與党ですら同様の見解を持ち、又国民各層殆んど挙げてこの法案に對しましては反対の陳情があるといふことは、我々の淺い議員生活、又衆議院の各位におきまして、帝國議會始まつて以来今日程猛烈な反対陳情の書類を受取つたことはいはないと言ふくらいなこの法案に對しましては、反対を結論といたしましてせざるを得ない。そこでその反対の我々の趣旨は、今修正案を容れて頂きますれば、我々はこれに對しまして多少の疑義なり異議はありますが、大局的見地からこれを賛成しようと思ひました。が、容れられない。而もその結果次の大體の我々の反対諸点というものを私は披露いたしました。反対の趣旨を明らかにいたして置きたいと思ひのであります。

それは、政府が經濟財政政策はもとより、中央地方を通じての予算、税法等におきまして、一貫性を持ち総合性を持つという総合予算なるものが先般の予算案として現われ、これが政府が強調したところでありました。ところが今日この政府の財政政策におきましても、中央におきまする財政政策と地方におきまする財政措置、こういつたものが一貫性を欠いておる。殊に日本が自立經濟、復興經濟を強力に推進させねばならぬという、國民總力の各層各階が一致してやらなければならぬとい

う經濟政策におきましても、ここに新しく地方財政委員會の制度を設け、又新しい今日の税法によりまして中央と地方との經濟政策が、ややもいたしまれば分離し寸断されるやの氣配があるものであります。併しながらこれは地方財政確立という観点から強く強調されておりますから、その点につきましては或いは、新しい税法、新しいこういう措置から一般の國民は感ぜられない点があるかも知れませんが、あらゆる經濟企業体におきましても、日本が將來食糧自給を圖らなければならぬ。或いは貿易振興によつて外貨を獲得せねばならぬ、これらの要請に基く龐大な資金を獲得せねばならぬといふところの一点は、即ち國民によりましての徴税、税金という以外、現在原資材がない日本のこの貧弱な國土におきましては、これらの資金運搬はできない。ところが中央におきましての國税は、これらのやや総合的な観点にあつたに償還して、これは未償還の債務を大幅に償還して、政府の意圖する企業經濟のみしか行かない。ところが地方税によりまして收奪されまする税金というものは、その割合は經濟振興政策に地方予算を見ましても誠に微々たるものしかこれに支出されておらないといふ点等から見ましても、地方によつて收奪されまする税金というものは、地方自治という観点には貢獻されましても、日本の今日の復興自立經濟の根幹に触れるものは非常に乏しいのであります。で、未償還のこうした龐大な債務を償還いたして、これらの資金が地方税によつて食われるといふこと、例えば利子にも龐大な附加価値がかかると

いうことは、例えば今日企業体に汎山な資材が投入されましても、一方では企業体の六五%を占める人件費に地方税法がこれに課税し、又今日の利子といふものは大體一〇%を占めておる。合計七五%のものを赤字だらうが何だろがかけるといふことは、地方財政確立の方途から見ますれば、地方、中央におきまする一貫的な經濟財政政策といたしましては相當な齟齬が來たすことは、日本自立經濟の上におきましても決してよい策だとは見られない。かような諸点から見ましても、中央、地方との財政經濟政策に一貫性を欠いておる。地方自治の確立の方途に基く税法の改革、或いは増收といふ方面は、地方自治の立場から見ますれば了承できることであります。が、こうした観点におきましては相當問題があるものであります。又こうしたことによつて物価面におきましても、いわゆるコスト面におきましても、又吉川氏が御指摘のごとく生計費の上におきましても相當甚大なる影響を來たすに對しまして、政府は何らこれらに對する対策、考究が拂われておらないといふ一点等が極めて我々の遺憾とするところでありま。以上が大體の第一点といたしましての反対根拠であります。

第二点は、こうした地方税法の目盛り、倍數、税率ができ上ることにつきましましては、恐らく日本政府から出された資料に問題があるといふことがあるものであります。今日、委員會におきましての審議の状態を見ましても、政府がシャープ使節團に提供された資料に誤謬がある、欠陥がある。例えば今まで四百億寄附金があつたから、この寄附金を地方税法の増收に廻わすこと

は、國民として出る懷では同じではなにかといふことが、地方税法増收の根幹となつておる一部乃至は主要部分であります。固より民間人が警察であるとかP・T・A等に寄附を出したという実績はありますが、これは敗戦直後のいろ／＼の混亂に処して、或いは警察の建物六三制が十分費用が出ないといふことから、一時凌ぎのあの闇インフレのいわゆる時代に副うた一時的な寄附でありまして、恒久的な寄附がこの四百億もあつたといふことは私達には承でできない。政府の説明によりますれば、昭和二十二年におきまして四十億の実績があるとき御披露でありますけれども、これが二十四年度乃至五年度において四百億も公共団体に寄附があつたといふことにつきましての資料根拠は極めて薄弱であります。ここに又大きな問題が胚胎いたしておりますと共に、更に固定資産のこれらの課税客体のいわゆる倍率の推定上におきましても大きな齟齬があると思ひのであります。これは土地家屋のいわゆる賃貸価格のこれを九百倍の倍數にするこの結果は、現在の時価に、或いは特定の地域、東京でありますれば銀座であるとか、或いは新宿であるとかいつたような土地におきまする場合には、日本のこの細長い島の現在の状態を全國一本に九百倍とするとこのには矛盾があるし、これらの倍數によりまして現われた土地家屋の評価は、概ね国税庁で現在物納された土地家屋を競売されておる実績を見まして、倍近くの標準にならしないかといふのが全國平均の大體の状態でありま。こうした問題を提供し、更に固

定資産の評価におきましても、終戦直後、即ち二十年九月のあの終戦直後の安本の埃まみれのいわゆる同富調べなるものを基礎として、いわゆる課税總額を逆算したような見積り方、即ち二十年九月から二十四年の七月、インフレ最高期の物価を引き延ばしまして、そしてこれを四十七倍と逆算したこれらの根拠につきましても、極めて不明瞭な、根拠のないことが明らかであるのであります。こうしたやうないろいろのシャープ使節團に出された政府の資料におきまして、極めて欠陥、誤謬があるといふことによつて、日本の実状をどうまで詳しくないシャープ使節團が、政府の出した資料を根拠としてこうによつて、こういう倍數、こういう税率が現われて來た。又地方税としてこういう方法で取つてもいいといふ根拠の認定を與えたといふやうなことは、私は政府におきましては相當の間違ひ、失策であつたといふことを強調したい。特にこうした問題におきましても、又こういう新しい税法によりまして、税金が取られることによつて、いろ／＼影響する企業体の負担率におきましても、各省まち／＼の資料が現われておる。例えば通産省は通産省、安本は安本、自治庁は自治庁と、まち／＼の資料が現われて、これらの統一を圖つて貰いたいといふ委員會の要求に對しましても、今まだ統一された資料がこの委員會にもたらされておらないのであります。要するに、こうしたやうないろ／＼の点におきまして、極めてシャープ使節團に提供された資料及び政府のこれの立案に參画されました客觀情勢におきましての判断が誤まつておるのではないかといふ点

が、即ちこの法案に反対する、或いは修正を余儀なくする、修正をどうしてもしなくちや日本の経済は破壊する、企業は滅亡してしまうということを、政府はもとより、與黨はもとより、我々の立場におきましても、全國民の立場におきましても言うておるの、問題はここにある。資料の提供上に誤謬があつたということが、これが大いに原因するところではなくてはならないのであります。特に附加価値税におきましても、これらの、或る企業が完全体から受け取る恩恵、サービスと申しますか、これらの総体価値に附加価値をかけるという場合の理論は、我々も同調するところがございますが、これらの課税客となるもの、これらの推定、或いは浮び上らせという点におきましては、相当問題があるのであります。尙研究を要する点が少くない。殊に我々この沢山な二十四年度二十五年度の税金におきまして取られたものが、政府によつて未期限の債務を償還されたり、管理されたり、その資金によらなければ日本の今日の企業というものは成り立つて行かない。これが銀行を通じ、或いは政府投入を通じて拂う利子というものは、恐らく二千億三千億を突破するのではないか。これらの利子に對しますこれらの附加価値というふうな問題は、まるで追いつけとんぼでありまして、實際これが日本の産業上に、どうしてこれらがこういう課税客として、いわゆる企業利子に對しまして課税をする根拠につきましては、極めて不信を抱かざるを得ないのであります。いずれにおきましても課税客が自治庁は例えば一兆五千億を推定し、安本は二兆億を推定して

おる。元來、安本は二十五年度の國民所得は二兆九千億と推定しておるのであります。この問題の是非は別問題にいたしまして、これには農林、水産の一部等の國民所得等を控除いたしましても、安本の二兆億というものは、大體經濟界でも安当だという批評をされておる点であります。若し安本の二兆億がこれらの企業、國民所得の實體であるという場合におきましては、これらの課税率を四〇%といたしますれば、当初これが四百四十億取つたらよいという附加価値税におきまして、倍近く、或いは倍以上取れるのではないかと。この各經濟界或いは各方面の反對のある根拠を、政府は十分これは國民の間違ひだと、それらの議論をするのは間違ひであるというようになたくな見解を持つておられるところで終始されておるといふことは、我々の最も遺憾とするところでありまして、こうしたことによりまして、すべてのコストに及ぼす影響、物価に及ぼす影響……政府は國際物価に鞘寄せしななければならぬ、そうしなければ貿易振興はできないと申しておられますが、こうしたことは國際物価にますます鞘寄せを不可能にする。前段申上げました地方の財政經濟政策に關する一貫性が欠けておるといふことは我々極めて遺憾とするところでありまして、固定資産におきましても、今私が申上げましたような工合で、その土地家屋の推定の上におきましても、償却資産の推定の上におきましても、今日昭和二十年の九月と言へば軍需産業に切替えた日本の企業というものの、そのままの残滓があるのであります。平和産業には、その後におきましてみん

な企業が切替えられたのであつて、二十年の九月と言へば軍需産業の残滓のみである。これを課税客の對象としたところという固定資産の基礎といふことにつきましては、根本的にすでに誤りがあるのではないかと。而もこうしたものの把握率を五二%と推定し、徴收率を八〇%と推定し、結局四割取つたらよい、償却資産は、恐らく國民に配付する、或いは各自自治体に目標を付ける、四割取れたらよいという目標を付けるなどは、凡そ新しいという税法を制定する上におきまして、政府はすでに自信のない証拠であります。

或いは四割納めたらよいということであるならば、正直者は馬鹿を見るというやうな、こういう根拠のまだ定まらぬ、かたまたま固定資産税を、固定資産税としてやるところに、私達の又反對の理由が多数あるのであります。市町村民税におきましても、これは先程申しました通り、所得割合を一八%、次いで二〇%というやうなことであります。二重三重の課税になるのみならず、二十四年度の所得は一番多いと推定されておるのであります。一番多い年をこれからの納税に當て嵌めようという基準を立てたといふことは、非常に國民にいたしましては不満であるわけでありまして、その他、入場税におきましても、遊興飲食税の場合におきましても、これは先程申上げました通り、多数の矛盾があるし、現在の日本の國民生活の上におきましても、或いは經濟上の實體におきましても、非常な矛盾があることが多いためでありまして、いずれにつきましても、政府は國税で減税だと

言つておるから、地方税の増税は知れたものである。減税を九百億いたしておるから、地方税で四百億余り増税したところで大した問題でない。むしろ國民全体としては減税だと言つておるのであります。これは二十四年度におきましても、二十四年度の税金におきましては、御承知の通り千九百億の増税ですが、千九百億の増税をしたといふことは、二十四年度のあのインフレーションの推定、インフレーションを推定したやうなものを基準とした總合國民所得の、特にこれは日本の債務償還を多くして資本蓄積をしようという意圖から、特に目盛りをして千九百億の増税をした。ところが、これがまだ先月の末におきましても千億が滞納しておる。滞納しておるといふことは、すでにもうそれだけ國民としての納税担税力がない証拠であります。政府は二十五年でこれを九百億減税いたしておると言つておられます。千九百億増税しておるものを九百億減税したところで、まだ二十四年度の千億分といふものの増税分は残つておるのであります。でありますから、國民の担税力の実体から見ましてもまだ千億の滞納をしておる。これは未だ曾てあらざる事態であります。滞納をしておる上に、今度は又地方税で四百億増税しようといふのでありますから、誠に現在の日本の經濟事情といふものの認識を誤らしめておるといふ資料を出したところ、やはり依然として問題があると思うのであります。又これらの四百億の地方増税をするために、政府は一万二千の町村に二万人の人が殖えるだらうといふことを言つておる。ところが、これは各市町村の現在の意向を

質して見ますれば、一人半ぐらいの人間を殖やして貰つても、こうした複雑な大幅な徴税をすることは困難で、少くとも四、五人増員をして貰わなければいかんといふことは大體の意見であります。この外に各府県が地方事務所のないところに新しく稅務事務所を設ける等の人員を推定いたしますれば、恐らく今回の地方稅法のために、地方吏員の總員は二万人の三倍即ち六万人ぐらい要するではないかといふことが専門家で推定されておるのであります。二万人で六十億の費用を計上されておる場合に、若しその三倍殖えたとするならば百八十億になる。かやうなことになるまして、四百二十億増税しても、すでに、これらの人件費で莫大な費用を喰ひ込んでしまふといふことは、何を意味するの。地方におきましては、いわゆる行政整理と言ひ、或いは人員整理を唱えておられるが、他方におきましてこうしたやうなことは全く矛盾撞着と言わなければならぬのであります。或いはこうした赤字でも強力に取るために罰則規定を強化いたしておる問題等も我々の強い反對とするところでありまして、罰則規定におきましては、例えば赤字でも取ろうという附加価値税の例を見ましても、或いはこれらに對する滞納処分、不正行為をしたら三年以下の懲役と五百万円の罰金を併科するといつたやうな新しい稅法で、而も赤字でも取上げようといふところに、いろ／＼國民として担税できない、質入置いてもできないといふやうなものの對して、こういう罰則強化を図つておる、或いは一年二百円にしかならないリヤカーや自転車税を取立てるために、これらの検査を

拒んだ者は六ヶ月の懲役、五千円の罰金をかけるといふようなことは、凡そ恥かしいことでありまして、それ程、日本国民が奴隷のごとく、非人のごとく取扱われるといふような、こういうきつい罰則規定といふものは、国民の反響を買うことは必至であるといふことを我々は憂慮するのであります。而してこうして徴税されました税金がそれでは地方の議會でどういふ工合に使われるかと言いますと、先程申し上げました財政経済上の中央の政策と一貫しておらないといふ点にもあります。が、例えば地方議會におけるこれらの財政予算の編成上につきましても、中央政府におきましては強い示唆、或いはこれらに対する差配権はないのであります。でありますから、地方自治の良心と実態に即応して、それらの地方議會に予算が計上されることであらうと思ふのであります。例えば昭和二十五年年度の各都道府県の地方議會の予算を見ましても、国の大臣が一ヶ年三十万か五十万しか交際費がないのに、地方の知事が六百万円、八百万円という交際費を持ち、或いは食糧費と称して、或いは膨大な宴会費を含むものが或る府県においては八千万円、或る府県におきましては、二千万円、三千万円というような工合に、相当この独善化したとは申し上げ難いのであります。が、それら地方事情には必要なものと思ひますけれども、取上げられた税金がこうした方途に若しや濫費されておるのではないかといふような疑心暗鬼を起すような地方議會の予算の編成上に対しまして、果して今回の地方税の増徴はこういう制度がびつたり国民に来るかどうかといふ問題につき

ましては、幾多検討すべき問題があるのであります。いろいろ申し上げたいことは沢山ありますが、かような観点から見まして、今回の地方税法を中心としたしましての中央地方の経済財政政策は、もとよりこれらに関連して、政府がシャープ使節団に出されましたる助言、或いは経験、或いは資料の提供上に対する問題に胚胎いたしておる。又これらの新らしい税法の取り方、倍率、税率等についての査定上におきまして、資料問題に原因するところ極めて矛盾がある。或いは罰則規定、地方議會の予算の繰出面におきまする問題等を検討いたしますれば、大いにこの地方税の改正といふものは検討せねばならぬ。又せめて、是非地方自治の財政の確立といふことを必要とする場合におきましての方途に誤まりがないといふならば、これらの矛盾点を修正して、これを法律化するといふことが望ましいのであります。が、その修正点が容れられないといふことは、我々の最も遺憾とするところでありまして、前段来申し上げました諸点を特に強調いたしまして、私は反対の論旨の根幹としたのであります。

○西郷吉之助君 私本法案に反対する者であります。地方税に關しましては、先般来朝されましたシャープ使節団の調査に基き作られたものでありまして、そのシャープ使節団の御努力に對しましては、私も深甚な敬意を表する者であります。又その趣旨に基きまして、地方公共団体に對して、おのおの独立財源を興え、一般の税財政制度に根本的な改革を加える、その趣旨にも私は賛成であります。が、一方、今回の政府の提案によりまするところの地方税に對しましては、調査研究が十分でないために、幾多の欠陥を持つておりますことは、只今吉川、岩木両委員から十二分に反対理由として挙げられたところでありまして、私はこれに續々それを述べたことを省略し、又長きに亘りました本委員會の質疑応答におきまして、反対であり、又納得できない点につきましては、十分質疑を交わしてあるので、これ又ここに割愛する次第であります。私は只今両委員が續々述べられましたような反対理由と全く同感であります。が、ここに私として、長々と述べませんが、さうな意味合におきまして、私は本法案に反対する者であります。

○濱田實藏君 私は本法案に對して反対いたします。昨日のラジオ討論會で、自由黨を代表して、小林英三君がこの地方税法案を通過させないといふことは、洋服を着て下駄をはくようなものであるといふような意味のことを言っておられました。靴をはくためにこれを通せと、ところが、成程御尤もであります。が、十一文でいい靴に十五文の靴を当てがわれても、我々は絶対にはけないのであります。十一文でいいところに、十五文であるといふことは、吉川、岩木両委員からつづさに述べられた通りであります。日本国民の大半を占めする俸給生活者の徴税方法におきましても、政府当局といえども、源泉課税がいいと言つておりながら、敢て前年度取得によつてこれを課する。而も又市町村民税は、空気が吸うという渾名さえある。空気を吸うて税金を取られるといふようなものである。そうして七百條に余るこの法案は、参議院において何日もかかつて審議した

が、一字一句も修正ができず、十一文でいいものを十五文の靴をはかせるというやうなこの税法が改正されることのできないやうなところ、私は日本国民としての非常な不安を持つてゐる。かかる意味におきまして、私は断乎として反対いたします。

○堀末治君 私は、四人の委員の諸君の反対のあとを受けて、自由黨を代表いたしました本法案に賛成する者でございます。改めて申し上げるまでもございせんが、本法案は、先程議決いたしました地方財政委員會並びに地方財政平衡交付金の法案と共に、シャープ使節団の勧告に基いて立案せられたものであります。我が国といたしましては、実に画期的な税制改革であるといふのであります。そうして、その目的は、我が党がかねて国民諸君に公約した二大政策の実現に向つて第一段階を占めたものと存するのであります。先ず第一段階、第一点といたしましては、第六國會におきまして行われた国税の一部改正、並びに本國會に過日成立をいたしました国税の改正及び地方税の一部改正と共に、相關連して、我が党年來の主張であります国民負担の軽減と、税制の合理化の実現を圖つたものであります。先刻来この税法は決して国民の負担軽減にならなという反対諸君の御意見が續々申されたのでございせんが、私は決してさうに思ひません。必ずや政府の申す通り、国税、地方税を通じて、四百億になん／＼とする減税が見られることと私は信ずるのであります。尙又シャープの勧告によりますれば、シャープはできるだけ勤労者諸君の軽減、續いて農民、小企業者等にもその恩典を付すべきことを勧告いたしておるのであります。政府はこの勧告に基いてこの立法をなされたのであります。なか／＼それらの細かい点についても十分の考慮を拂われておることを認めるものであります。

次に第二点といたしましては、改めて申し上げるまでもございせんが、我が国が民主主義の確立上必要不可欠な地方自治の確立強化を計るために、地方自治体に対して必要な権限を與えられて地方の住民の自主性による地方自治の運営の根柢を培おうとしたこととあります。これ又我が国の民主確立のためには是非とも行わなければならぬ重要な問題でありましたが、この度のこの三法の改正によりまして、これが十分に盛られたといふことは、我が党は常に主張しておりますが、地方自治の確立といふことを十分に表わしたものと私は信ずるのであります。いろいろその外申述べたい点が沢山ございせんが、それは又本會議に譲ることといたしまして、私はこの二つの重大な点を取上げて本法案に賛成の意を表するものであります。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御発言ございせんか。

○相木庫治君 私は本法案に賛成をいたすものであります。只今堀委員が申されたやうに立派な内容を持つてゐるから賛成をするといふのではありませぬ。又反対者四名の申された内容につきまして、むしろ私はあの内容の方に多く肯くものを持つてゐるのであります。その最も甚だしい例は、岩木君も述べられました。が、自転車税の一年に二百円、それに罰則が三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金、

而もそれを併料するというような罰則のごときは、恐らく人を馬鹿にすると思しうか、これほど野蠻的なものは私はないと思うほど、その内容については反対すべきものを沢山持つてゐるのであります。併しながらこの法案が否決されたらどうなるかという問題になります、市町村長が通過を請願して参りましたあの内容を検討いたして見ますならば、確かに否決の運命になつたら地方の歩みは停止されなければならぬ。そこで、決して立派な法案ではないと思ひますけれども、一応これを通過して、最も近い時期において一つを修正して行くということが止むを得ないということ、私は本案に賛成をいたすものであります。若し学校に例をとつて申しますと、六十点は落第点だ、それ以下が落第点でありますならば少くとも否決いたしましたら落第点でありまして、止むを得ずこれを通過することによつて、政治的に次に改良することが漸次行われて行くという意味において、私は本案の通過を賛成いたすものであります。

○鈴木直人君 私は結論として原案に賛成をするものであります。その賛成の理由につきましては幾々申述べたいのでありますけれども、只今柏木議員が申しました理由と大体において同様であります。従ひまして私から更に詳細にその理由について附加する必要もないと思ひますので、その理由は柏木君の申されたことと大体において同じであるというのを申上げてまして賛成をいたします。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御発言はございませんか。外に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。

○西郷吉之助君 採決に當りましては委員長において賛否の数を明らかにせられたい。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。それではこれより採決に入ります。地方税法案について採決をいたします。地方税法案を原案通り可決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立者少数〕

○委員長(岡本愛祐君) 五名でございます。少数でございます。よつて本案は否決すべきものと決定しました。

○濱田寅藏君 ちよつと私は政府の萩田次長に質問したいのであります。只今萩田さんのところにお目にかけしておりますが、まだこの地方税法案として我々が審議中であつたにも拘わらず、地方自治庁次長の萩田さんは読売新聞社の発行地方税解説という書物を発行しておられるのであります。法案として審議中に、もうできたかのごとく装つて発行されるということは甚だどうもいゝ／＼と疑ひ、いゝ／＼な非難が起ることも思はれますので、この点萩田さんから一応簡単に、いろいろ事情もありましようし、それを承つて置きたい、かように考えております。

○委員長(岡本愛祐君) 濱田さんに申上げますが、一応これを終りまして、それからいたしたいと思ひます。尙、本会議における委員長長の口頭報告

告については委員長より結果を報告することとして予め御承認願うことに御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。

○西郷吉之助君 採決に當りましては委員長において賛否の数を明らかにせられたい。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。それではこれより採決に入ります。地方税法案について採決をいたします。地方税法案を原案通り可決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立者少数〕

○委員長(岡本愛祐君) 五名でございます。少数でございます。よつて本案は否決すべきものと決定しました。

○濱田寅藏君 ちよつと私は政府の萩田次長に質問したいのであります。只今萩田さんのところにお目にかけしておりますが、まだこの地方税法案として我々が審議中であつたにも拘わらず、地方自治庁次長の萩田さんは読売新聞社の発行地方税解説という書物を発行しておられるのであります。法案として審議中に、もうできたかのごとく装つて発行されるということは甚だどうもいゝ／＼と疑ひ、いゝ／＼な非難が起ることも思はれますので、この点萩田さんから一応簡単に、いろいろ事情もありましようし、それを承つて置きたい、かように考えております。

○委員長(岡本愛祐君) 濱田さんに申上げますが、一応これを終りまして、それからいたしたいと思ひます。尙、本会議における委員長長の口頭報告

告については委員長より結果を報告することとして予め御承認願うことに御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。

○西郷吉之助君 採決に當りましては委員長において賛否の数を明らかにせられたい。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を止めて下さい。

多数意見者署名
吉川末次郎 岩木 哲夫
三木 治朗 林屋龜次郎
木内キヤウ 濱田 寅藏
西郷吉之助 米倉 龍也

○委員長(岡本愛祐君) それじや政府委員。

○政府委員(萩田保君) かねて読売新聞から、税法が通りましたら解説を書いてもらいたいと頼まれておりましたので、実は忙しものでありますから、誰か外の人に草案を作つてもらつております。まだそれができたという報告を聞いておりませんが、恐らくこれ

○濱田寅藏君 でも、このポスターに発売中と書いておるのであります

○委員長(岡本愛祐君) 尙この機会に本多同務大臣にお尋ねしておきますが、今日この委員会が可決しました地方財政平衡交付金法案につきましては、附則第七項に昭和二十五年に限り、第十三條第一項中の「この法律」とあるのは「規則」と読み替へるものとする。つまり本法による単位当りの費用は法律で定めることになつておるのを、二十五年に限り地方財政委員会の規則で

決定することになつておるのであります。即ち法律に代る規則であるのでありますから、規則ができたらならば本委員会において説明を聴取して検討いたす必要があると思ひます。この点に關し大臣の所見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 只今の点は委員の御意通り承諾いたしました。

○委員長(岡本愛祐君) それではこれで休憩をいたします。

午後二時十八分開会

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を再開いたします。日程にございますように、消防法の一部を改正する法律案について本審査をいたします。提案理由の説明はすでに終りましたが、各條につきまして衆議院側から御説明を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(川本末治君) 最初に修正をいたしましたのが第四條であります。消防法の一部改正による新旧対照表というのをお手許にお配り申上げてあるようでございますが、その中の黒線の引いてある部分だけが新たに出したのであります。

第四條は、現行法では如何なる場合がありまして、個人の住居に對しましては、承諾がなければ消防長或いは消防署長の立入がでなかつたのであります。これを種々の事情、緊急止むを得ない場合においては立入をすることができるといふようにいたしましたのであります。これには相當のそのために制限が附してありまして「興業場、百貨店、旅館、飲食店その他公衆の出入する場所」で市町村條例の指定するも

のについてはその場所の公開時間内又は日出から日没までの時間、第二といひましては「工場、事業場その他多数の者の勤務する場所」で市町村條例の指定するものについては、その場所の営業時間内又は日出から日没までの時間、第三は「前二に規定する以外の場所」については日出から日没まで」ということに嚴重な時間の制限を加えております。

それから新たにいたしました文句は「前項各号の日出から日没までの時間(第一号及び第二号の場合にあつては、公開時間及び営業時間を除く)に立入及び検査をする場合においては、四十八時間以前にその旨を当該関係者に通告しなければならない。但し、前項但書の場合は、この限りでない。」というのが先にありましたものであります。それから第四條の二の点であります。消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては市町村長は、火災予防のため特に必要があるときは、防火対象物及び期日又は期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員に前條第一項の立入及び検査をさせることができる。前條第一項但書及び第二項乃至第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。かように新らしく入れましたのが第四條の修正をいたしました点でございます。それから第八條へ行きまして、危険物の貯蔵の場合であります。が、「学校、工場、興業場、百貨店、危険物の製造所」と現行法にありますがその次に「貯蔵所又は取扱所」といふものをここに

に差入れたのであります。

第十條は「別表に定める数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所であつてこれを貯蔵し」とあります。その下に、「又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所であつてこれを取扱つてはならない」ということが新たに挿入した点であります。

以下最後の方に参りまして、「貯蔵し又は取扱う場合は」と新らしく挿入したわけでありまして。

この條文では従来入つておりませんでした「製造所、貯蔵所及び取扱所」というのを新たに追加したのでございませう。

第十一條は、やはり従来「市町村條例」となつておりましたのを「別表」と書換えたのであります。

第十二條は「製造所、貯蔵所及び取扱所を設置しようとする者は、市町村條例の定めるところにより市町村長の許可を得なければならない。市町村長と認めるときは、火災に関する警報を発することができ」といふたのであります。この場合には「製造所、貯蔵所及び取扱所」と字句を入れたのであります。

以下同様であります。第十三條も同様であります。

それから十九條へ参りまして「新たに差し加へましたのは「消防の用に供する機械器具及び設備並びに防火塗料、防火液その他の防火薬品の規格は」と新らしく挿入いたしました。これはこの次に書いてあります。これは「国家消防庁は、消防の用に供する機械器具及び設備並びに防火塗料、防火液その他の防火薬品に關して、要求があるときは、検定を行うことができる。」「前項の検定を受けようとする者は、政令で定める手数料を納めなければなら

ない。」「こう新らしく附加しましたので、これは従来も国家消防庁の方にござまして防火塗料、消防器具の点につきましては検定をいたしておりましたものを、新たに十九條にさつき読み上げました文を挿入いたしました。

更に政令で定める手数料を納めなければならぬ、手数料を取ることゝを規定いたしましたのであります。

第二十二條に入りましては、これは御承知のように現行法では「中央氣象台長、管區氣象台長又は測候所長は氣象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならぬ。」「都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならぬ。」「と規定してありましたものを「市町村長は前項の通報を受けたとき又は氣象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができ」といふたのであります。従来これは広い範圍の都道府県知事から通報を受けられない限りは市町村長は警報を出すことができないのであります。これを出来るようにいたしましたのであります。

第二十六條へ参りましては、これは従来の消防車が火災場に参りますときに、そのサイレン使用を規定いたしました文でありまして、従来は火災の現場に行きますときだけサイレンを使用することができなくなつておりましたものを、これを二十六條の後段の方に黒線が引いてありますように「消防車は、火災の現場に出動するとき及び訓練のため特に必要がある場合

において一般に公告したときに限り、サイレンを用いることができる。」「と「消防車は、消防署等に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従ふなければならない。」「と、こう新らしく入れまして、従来は火災に出動するとき以外には絶対に使うことのできなかったサイレンを、この度は新らしく、一般に公告をしたときに限りましてサイレンを訓練のときにも使用することができるよういたしましたのであります。

第二十九條へ参りましては「消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要であるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物、及びこれらのもののある土地を使用し、收用し、処分し又はその使用を制限することができ。」「この次へ「消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、氣象の状況その他のその周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができ。」「消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前二項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、收用し、処分し又はその使用を制限することができ。」「この場合においては、そのために損害を受けた者からその損害の損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。」「この

項で入れたものは黒線の引いてあります分だけを新たに挿入いたしましたのであります。

第三十條に参りまして「火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、この次へ「消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、水利を使用し又は用水路の水門、樋門若しくは水道の制水弁の開閉を行なうことができる。」「消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができ。」「この條項も黒線を引きました分は新たに入れて、消防署長又は消防団の団長の水利使用を規定したわけでありまして。

第三十一條に行きましては、現行第三十一條を削除いたしまして、現行第三十二條を新たに三十一條として繰上げて参つたのであります。この三十二條の條文はかようになつております。三十二條の消防長又は消防署長は、前條の規定により調査をするため必要があるときは、関係のある者に対して質問をすることができ。」「消防長又は消防署長は前條の調査について関係のある官公署に対し必要な事項の通報を求めることができ。」「かように新しく入れまして、これを三十一條にいたしましたのであります。

飛びまして三十五條であります。これは「放火又は失火の疑いのあるときは、その火災の原因の調査の主任なる責任及び権限は消防長又は消防署長にあるものとする。」「消防長又は消防署長は放火又は失火の犯罪があると

認めるときは、直ちにこれを所轄警察署に通報するとともに、必要な証拠を集めてその保全につとめ、国家消防庁において放火又は失火の犯罪捜査の協力の勧告を行うときは、これに従ふなければならない。」「現行のこれは三十一條であります。新たにいたしましたものは三十五條の二に「消防長又は消防署長は警察官又は警察吏員が放火又は失火の犯罪の被疑者を逮捕し又は証拠物を押収したときは、事件が檢察官に送致されるまでは、前條第一項の調査をするため、その被疑者に対し質問し又はその証拠物につき調査をすることができ。」「前項の質問又は調査は、警察官又は警察吏員の捜査に支障を来たすこととなつてはならない。」「

三十五條の三といふは「本章の規定は、警察官又は警察吏員が（犯罪放火及び失火の犯罪を含む）を捜査し、被疑者（放火及び失火の犯罪の被疑者を含む）を逮捕する責任を免れしめない、放火及び失火の共同目的のために消防吏員及び警察官又は警察吏員は互いに協力しなければならぬ。」「四十條へ参りまして「第四十條左の各号の一に該当する者は、これを二年以上の懲役又は五万円以下の罰金に処する。」「といふところに対して「一、二、三」とあります。

「第二十六條の規定による消防車の通過を故意に妨害した者、」三項として「消防団員が消火活動又は水災その他の災害の警戒防禦及び救護に従事するにあたり、その行為を妨害した者、」第三といたしまして、「第二十五條（第三十六條）において準備する場合を含む。又は第二十九條第五項（第三十六

條において進用する場合を含む。の規定により消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事する者に對し、その行為を妨害した者、

「前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。但し刑法に正條がある場合にはこれを適用しない。」

「第一項の罪を犯し、因つて人を死傷に至らしめた者は、本法又は刑法により、重きに從つて処断する。」かような点を二、三黒線に引いてあります点を改めるのであります。

第四十一條に参りまして「左の各号の一に該当する者はこれを一年以下の懲役又は二万五千円以下の罰金に処する。」

一 第五條の規定による命令に違反した者
二 第十條第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第十五條の規定に違反した者
前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科すること

「前項の罰を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科すること」

「前項の罰を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科すること」

以上法文を直しました点を簡単に御説明申上げる次第であります。

ありますが、下の方が改正になるのであります。

○衆議院議員(川本末治君) さようでございます。下が改正であります。

○堀末治君 よく分りませんが、一種、二種、三種、四種、五種、六種と分けておるのはどういふわけに分けてありますか。

○衆議院議員(川本末治君) この種類を分けた点につきましては、消防庁から来ておりますから、専門の者に一応説明をいたさせますから……

○説明員(永瀬章君) この一類、二類、三類という類別は、この同類のもの、別の類のものが同時に混ざりますと、火災の危険性が殖えますので、特にその二種混合して発火しないように類を別にしてあるものであります。

○堀末治君 ガリ版が分らないのですが、數量をここに書いてあるのは、これはどういふのですか。

○説明員(永瀬章君) この數量は、第十條及び第十一條に規定しますところ、元は市町村條例によつた數量であります。この數量以上の場合に限り危険物として取扱うわけであり、これ以下のものは危険物としての取扱はいたさない、その數量を全国的に統一する意味で掲げたのであります。

○堀末治君 そうすると、この場合の數量は、汽車の中に持ち込んでも差支えないという意味ですか。これ以上のものは危険物と看做す……

○説明員(永瀬章君) 消防の方としましては、それ以上のものは貯蔵所その他で取扱わなければならないという消防法の規定を適用するのであります。この点は又別でございます。

○吉川末次郎君 この際、消防庁長官に、この議案に対する経緯をお聞きしたいと思ふのであります。

○政府委員(新井茂司君) ちよつと蛇足になりますが、消防法を御制定になりましたときに、消防法の一部につきまして修正案が出ました。その後、消防法の研究が行われておつたのでございます。その際に衆議院におかれまして、この消防法の一部御改正を御研究願つたのであります。その際に我々の方にも意見を求められまして、我々としても希望意見を申述べておいたのであります。この希望意見は幸いにいたしまして、この原案に十分に盛り込んでありますので、私共国家消防庁といたしましては、本法改正の本案が通過して下さるよう希望してゐるのであります。どうぞよろしく。

○委員長(岡本榮祐君) 申し上げますが、只今も申し上げましたように、今消防庁長官からも意見がございましたように、衆議院で消防法案を立案をされまして参議院に参りましたときに、欠点が大分ありましたので、それを参議院の地方行政委員会、その当時は治安及び地方制度委員会と申しておりますが、そこで修正をしたのであります。衆議院を参りまして衆議院へ参りましたところが、会期が切迫しておつたので否決になつてしまつた。その代り、否決したときに、あちらの委員長が、必ず次の国会にはその修正を盛り込んで改正をいたしますから、それで了承願ひたいというお話があつた。ところがいろいろ研究も暇どり、いろいろの事情で今日まで延びたのであります。ここに今川本議員から御説明がありまして、参議院側の修正意見

見を大分盛り込んでございます。その他に新たに加つたところもござい

○委員長(岡本榮祐君) それでは御異議のないものと認めまして、討論を省略いたしまして採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(岡本榮祐君) ではこれより消防法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○委員長(岡本榮祐君) 本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(岡本榮祐君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。尚、本会議における委員長の口頭報告については、委員長より結果を報告することとして予め御承認を願うことに御異議ございませんか。

○委員長(岡本榮祐君) 御異議ないと認めます。本院規則第七十二條により、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を付することにまつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
林屋龜次郎 木内キヤウ
堀末治 吉川末次郎
黒川 武雄 山田 佐一
三木 治朗 濱田 寅藏

○委員長(岡本榮祐君) 次は諸陳情をお願いいたします。お手許に総括表が廻してございます。それは陳情、請願について御審議を願ひます。表にして纏めてござい

○委員長(岡本榮祐君) 千三百八十九号の請願は島根県の県議會議長からの請願でございます。今国会に提出を予定されておる地方財政委員会設置法案によると、委員会委員の構成が全国都道府県知事、市長及び町村長の連合

○委員長(岡本榮祐君) 従来法案関係でこちらで審議しておりますものは、特に政府に送らなくても当委員会において審議を續けて行く例になつておりますから、留保に御異議ございませんか。

○委員長(岡本榮祐君) それでは留保に決定いたします。

○委員長(岡本榮祐君) 次は第二といたしまして地方財政関係でございます。その千三百八十九号、地方財政委員会の委員の構成に関する件、これをちよつと趣旨の説明を願ひます。簡単にどうぞ。

○委員長(岡本榮祐君) 千三百八十九号の請願は島根県の県議會議長からの請願でございます。今国会に提出を予定されておる地方財政委員会設置法案によると、委員会委員の構成が全国都道府県知事、市長及び町村長の連合

○委員長(岡本榮祐君) 千三百八十九号の請願は島根県の県議會議長からの請願でございます。今国会に提出を予定されておる地方財政委員会設置法案によると、委員会委員の構成が全国都道府県知事、市長及び町村長の連合

○委員長(岡本榮祐君) 千三百八十九号の請願は島根県の県議會議長からの請願でございます。今国会に提出を予定されておる地方財政委員会設置法案によると、委員会委員の構成が全国都道府県知事、市長及び町村長の連合

組織の代表者が推薦した者各一人を含めなければならないという原案になる筈であるに拘らず、全国都道府県議會側の代表が除外されておる。そこで是非議會側の代表者も一名任命するよう考慮して頂きたい。

これは御承知のように今朝程の修正案で希望通り入れられております。

○委員長(岡本愛祐君) 処理意見をお願いいたします。これは留保でいいでしょう。不採択か留保か……

○山田佐一君 採択して通つてしまつてゐるのじゃないですか。

○委員長(岡本愛祐君) ええ、通つてしまつておるのですから、だから留保にして置いていいのじゃないですか。送る必要がないですからね。……それは留保に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) それでは留保に決定いたします。

では次に災害復旧費償還金全額国庫補助に関する件。四百三十四号。

○専門員(福永興一君) 陳情の四百三十四号は、群馬県の県議會議長、高山和助君からの陳情でございます。内容は、群馬県は、昭和二十二年以来連続した災害によつて大なる被害を受けたが、これが復旧は一日もゆるがせにできない性質のものであるため、県当局ではあらゆる方途を講じて財源の調達を図つて来たが、貧弱な地方財政の現状では如何ともなしたく、財源の大部分を国庫補助金及び起債に求めて来た結果、起債額は非常に増加し、これに伴う償還金により県財政は全く破たんしひんしている実情である。近く地方税制度の改正、地方財政平衡交付金制度及び災害復旧費国庫負担制度等

が定められて、地方財政の強化が図られることと承つておるが、災害復旧費の国庫負担制度においては、過年度災害には適用されないというふうな聞き及んでおる。ところが本県のごとく過年度災害によつて財政に破たんを来たしておるというところでは、それは非常に困るのであるから、災害復旧費償還金は全額これを国庫負担とせられたいという陳情でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 右に対する處理の御意見を御開陳願います。

○堀末治君 これは今度は大体災害復旧費が全額国庫負担ということになつたわけなのですが、恐らく今までのこの災害復旧費のために、地方財政が負債のために苦しめられてゐるということは想像されるわけでありますから、でき得ることならば、国家財政が許すのであれば、今後の分を全額負担するといふのをもう一步進めて、何らかさういう過る災害のものにも政府が措置を執るといふことができれば、地方財政のために非常に仕合せだと思つてあります。相成るべくならこれを採択して、そういう意見を附して政府に送付することに賛成したいと思つています。

○委員長(岡本愛祐君) 堀君から採択して内閣に送付すべきものとの御意見が出ましたが、御異議ございませんか。

「賛成」異議なしと呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) それではさよう決定いたします。

次、請願の四百八十四、特別都市計画事業費の地元負担金に関する起債認可の件。

○専門員(福永興一君) これは愛知県一宮市議會議長中西竹太君からの請願でございます。この内容は地方の財政が窮乏しているのを、特別都市計画事業の完成を期することは困難であるから、特別都市計画事業費の地元負担金に対し起債を認可されるようにして貰いたい、こういう趣旨の請願でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 右に対する處理の御意見をお願いいたします。堀君。

○堀末治君 私今ちよつと聞き洩らしたのですが、これはどこの都市ですか。

○専門員(福永興一君) 愛知県の一宮市であります。

○堀末治君 戦災都市でございますか。

○委員長(岡本愛祐君) 戦災都市でございます。

○専門員(福永興一君) 山田先生が紹介議員でございます。

○堀末治君 成程起債を認めて呉れと、こういうのですか。

○専門員(福永興一君) はあ、地元負担金に対して起債を認めて呉れといふのでございます。

○堀末治君 これは大蔵省の扱いじゃないのですか。預金部とかで引受けて呉れということじゃないのですか。これは地方行政で扱うのですか。

これは地方財政……

○専門員(福永興一君) 地方起債……

○堀末治君 地方起債を受けるわけですから、わざわざここに請願に及ばないのじゃないでしょうか。

○委員長(岡本愛祐君) これは委員会から取成して呉れという意味だと思

ますが……

○堀末治君 そういう意味だろうと思ふのですが、この委員会としては、ちよつとそういう措置はできないのではございませんでしょうか。

○委員長(岡本愛祐君) これは留保いたしますか。不採択にいたしますか。

○山田佐一君 私は不採択にせんでもいいだろうと思ふのですが……

○委員長(岡本愛祐君) 留保に願いますか。

○山田佐一君 起債を認可して呉れといふのです。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を止めて下さい。

「速記中止」

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始め

今のはそれじゃ後廻しにいたしましたし、請願の千三百六十四号。

○専門員(福永興一君) 請願の千三百六十四号は、鹿児島市議會議長からの請願でございます。内容は、戦災都市の復興事業においては、公共事業費の全額起債は不可欠の要素であるから、昭和二十四年度補正予算公共事業費の全額起債を認められたいとの請願でございます。

○委員長(岡本愛祐君) これも後に廻すことにいたします。これも後廻しにいたします。次に請願六号、平衡交付金に関する件。

○専門員(福永興一君) これは福島県議會議長大竹作摩君からの請願でございます。政府は今回のシャープ勸告案に基づき、従来の全額補助金並びに配付税の全部を平衡交付金に改め、明年度予算一千二百億円のうち教育費、生活保護費等の補助金の支出に五百億

円、本年の地方配付金である純調整費に七百億円を予定している由であるが、これではシャープ勸告のめざす地方財政の安定は到底期しがたいから、補助金の支出を完全にひも付きとするにとり、地方配付金を最低九百億円に増額して確保せられたい。またその配分については、地方の実情に応じ、公平適正に配分せられたいという趣旨でございます。

○委員長(岡本愛祐君) これに対して御意見を御開陳願います。これは無理なことと言つておりますね。不採択でいいのではありませんか。

○山田佐一君 はあ、そうですね。

○委員長(岡本愛祐君) 不採択の御意見が出ておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) じゃ、不採択に決定いたします。

次、請願五百七十七号、千二百四十一号。平衡交付金制度に関する件。

○専門員(福永興一君) 先ず請願五百七十七号は、山形県内の五市連絡協議会の代表者として、山形市長鈴木重屹君外一名からの請願であります。

シャープ勸告に基づく税制改革に當つては、自然的悪条件の下に生活する東北地方の特殊事情を考慮されて、財政需要の基準算定に當つては、人口、生徒、警察吏員数等に、一人当金額を全国一律とせず、三〇%増額とするにと、および農業その他事業を一定基準に置く場合は、一定生産量に対する必要経費の増加分と農業生産等の自然的悪条件等を充分取り入れた算定方法をとられたいという趣旨でございます。

○委員長(岡本愛祐君) その次、千二

百四十一は……

○専門員(福永興一郎君) 千二百四十
一は、鹿兒島県内の町村議会議長の代
表者からの請願でございまして、内容
は地方財政平衡交付金の交付にあつて
は、各町村の財政事情を十分勘案さ
れたく、特に鹿兒島県のように、見る
べき産業もなく、全人口の約八割が農
業に従事し、また土質はやせ、平均耕
作面積は全国の最下位にあり、更に毎
年の大暴風雨によつて甚大な被害をこ
うむり、県民の所得は全国平均の二分
の一に過ぎない実状であるから、この
ような特殊事情下にある地域の町村に
は、特に平衡交付金を増額交付せられ
るようになつて頂きたい。かような趣旨
になつております。

○吉川末次郎君 これは平衡交付金と
いうものがその趣旨で生れてゐるもの
だから、都市じやないから、附加価値
税が入らないといふところに非常に疑
問がある。採択してやつたらどうです
か。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川委員から
採択の御意見が出ましたが御異議あり
ませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり
○委員長(岡本愛祐君) それでは二件
共採択いたします。

次に陳情、二百七十九号、北海道に
対する平衡交付金制度運用に関する
件。

○専門員(福永興一郎君) 陳情者は北
海道議会議長坂東秀太郎君でありま
す。内容は、北海道は地力の貧困に加
えて、地域広大、寒冷積雪等の條件の
ために、行政費は著しく増大し、財政
は極度に逼迫してゐるから、地方財政
平衡交付金制度の運用に際しては、北

海道のこの特殊事情を考慮して、自治
経営の水準が低い団体に対しては、府
県一般の水準に達するまで財源を附與
すること、又地方の実情に即応する加
算割合を定めること、開発事業に伴う
施策についても交付の方法を講ずるこ
と等の処置をとられたいという趣旨で
ございまして。

○堀末治君 この陳情は、私も大いに
関係がございまして、詳しい表が
ここに出ております。私もこれはこの
間うち貰つたのでありますが、忙がし
くて未だ見る暇もないでいるわけだ
が、数日前に自治庁から出た全国の温
度の統計或いは人口密度の関係、それ
らから考へて見ると、今その陳情の内
容等を見ますと、北海道は非常に不利
な立場にある。地域が広いのに、寒
い、人口が不足だ。こういうようなこ
とで非常に人民としては、暖かい土地
の物産も多いのに比べて、非常に冷遇
されてゐるような形になつてゐる。幸
い今度平衡交付金制度ができて、いわ
ゆる測定單位が生れるわけでありま
すが、なか／＼この測定單位、この間う
ちこの委員会での法案を審議するこ
きには随分問題になつたのでありま
し、各地各様の事情があるので、な
かなかこれは精密な調べは非常に困難
だと思ひます。いわゆる給與の問題で
地域別を定めることと同じことで、非
常にこれは面倒な問題だと思ひます
が、幸いに平衡交付金制度のような進
歩したといふか、都合のいい制度がで
きたものでありますから、できるだけ
政府の方でも、いわゆるこの測定單位
を科学的研究とでも申しますか、十分
にいたしまして、各地によつて平衡交
付金が本当に公平に分配されるよう

に、是非お願い申し上げたいと思うので
あります。ただ今度の補正係数の中
に、いわゆる人口の密度も入りまし
たし、又寒冷度、積雪度、こういうよ
うなものも入つたこととございする
から、尚これらの一層の科学的検討を
加えて、この測定單位をできるだけ完
璧なものにいたしまして、こういうよ
うな請願に対して地方民の声を十分満
足せしめてやるようにお願いいたした
いと存するのであります。さういふ意
味におきまして、どうぞこれを御採
下さいまして、政府にその旨申達す
るようをお願い申し上げます。

○委員長(岡本愛祐君) 堀君から採
択の御意見が出ましたが、御異議ござ
いませんか。

〔賛成〕異議なしと呼ぶ者あり
○委員長(岡本愛祐君) では採択に決
定いたします。

○専門員(福永興一郎君) これは鹿兒
島議会議長増田静君からの請願で
ございまして。

地方財政平衡交付金法案は、自分の
承知してゐるところでは、地方の特殊
事情より見て、それ／＼の実情に即し
ない点が多いように認めるから、法案
の第十二條第一項に規定してゐる測定
標準の中に、橋の数とか港湾の数と
か、面積及び島の数、納税義務者の
数、小学校の学校数等を加えて頂きた
いという、平衡交付金法案に対する一
部修正をお願いしたいという請願で
ございまして。

○委員長(岡本愛祐君) 右の請願は、
平衡交付金法案を審議の際に西郷委員

から御意見が出たと同一のものであり
ます。これも法案を一部修正する件と
なつてゐるから、扱いにくいけれど
も、まあ趣旨はそういうふうなものだ
から、前の北海道に対すると同じよう
なものですから、採択にして政府に送
付したら如何ですか。

〔賛成〕異議なしと呼ぶ者あり
○委員長(岡本愛祐君) ではさう決
定いたします。

○委員長(岡本愛祐君) 次に千七百七
十九号

○専門員(福永興一郎君) この請願の
請願者は、福島県議会の議長であり
ます。

内容といつしまして、東北地方は雪
が積つて寒冷の自然的條件のため、生
産及び生活上の損耗が著しく、且つ産
業の開発、文化の普及が甚だ遅れて
ゐる。殊に福島県はその被害が大き
く、県民は非常に苦しんでゐるから、今
度の税制改革に當つては、税負担の公平
適正を期するために、積雪寒冷地の特
殊事情を考慮して、平衡交付金の合理
的配分を実施せらるるようをお願い
したいという趣旨でございまして。

○委員長(岡本愛祐君) 林屋さん如何
ですか。

○林屋龜次郎君 採択を希望いたしま
す。

○委員長(岡本愛祐君) 林君さんから
採択の御意見が出ておりますが、御異
議でございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(岡本愛祐君) それでは採
択に決定いたします。

次に陳情三百十四号。
○専門員(福永興一郎君) これも岩手
県の県議会議長からの陳情でありまし

て、内容は殆んど前に申上げました福
島県の分と同じでございまして。

○委員長(岡本愛祐君) 採択に御異議
ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(岡本愛祐君) 採択に決定
いたします。

○委員長(岡本愛祐君) 次に請願千九
百九十六号、入場税附加税および不
動産取得税附加税廃止に伴う財源附與
に関する件。

○専門員(福永興一郎君) これは静岡
県の沼津市の議会議長松本一郎君から
の請願でございまして。今回の税制改革に
よつて、三月一日より入場税附加税並
びに不動産取得税附加税が廃止された
が、各市町村においては、一箇年分の予
算を計上しているため、歳入に一箇月分の欠
陥を生ずる結果となるから、これに代
る財源を附與せられたいという趣旨で
ございまして。

○山田佐一君 萩田さんに一週聞いて
みないといふかんのですが、これはこ
ういふ財源は別に新税を作るといふこ
とができるのですか。

○政府委員(萩田保君) 普通の地方団
体では、或る月の入場税はその翌月に
納めることになつております。つまり
三月分は四月になつて納めます。従つて
四月の予算、つまり二十六年度の予算
に計上すると、これが地方自治法或い
はその施行令、施行規則に書いてあり
ます予算の経費になります。従つて二
十四年度におきましては欠陥を生じて
いないといふ形になります。それから
二十五年度につきましては、入場税は
市町村には全然ないという計算の下に
平衡交付金の配分に當りたいと考えて

おります。

○山田佐一君 この陳情は、新規に財源を附與せられたというのじやないのですか。

○専門員(福永興一郎君) 代るべき財源を附與せられたというのであります。

○山田佐一君 結局でんことですか。

○委員長(岡本愛祐君) そうです。

○山田佐一君 これを止めて、平衡交付金で取ろうということですね。これ

がなくなつたから、代り税源を取ろう。又片つ方の附加価値税やいろ／＼新税がかかつては、住民は非常な苦になるわけですね。これはどうですか。

○委員長(岡本愛祐君) 今山田君から不採択の動議が出ましたが、御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) では不採択に決定いたします。

○委員長(岡本愛祐君) それでは元へ戻りまして、四百八十四号の請願、特別都市計画事業費の地元負担金に対する起債認可の件。それについて萩田政府委員から、内容をもう一遍話して下さい。

○委員長(岡本愛祐君) それでは元へ戻りまして、四百八十四号の請願、特別都市計画事業費の地元負担金に対する起債認可の件。それについて萩田政府委員から、内容をもう一遍話して下さい。

○委員長(岡本愛祐君) それでは元へ戻りまして、四百八十四号の請願、特別都市計画事業費の地元負担金に対する起債認可の件。それについて萩田政府委員から、内容をもう一遍話して下さい。

○委員長(岡本愛祐君) それでは元へ戻りまして、四百八十四号の請願、特別都市計画事業費の地元負担金に対する起債認可の件。それについて萩田政府委員から、内容をもう一遍話して下さい。

○委員長(岡本愛祐君) それでは元へ戻りまして、四百八十四号の請願、特別都市計画事業費の地元負担金に対する起債認可の件。それについて萩田政府委員から、内容をもう一遍話して下さい。

○委員長(岡本愛祐君) それでは元へ戻りまして、四百八十四号の請願、特別都市計画事業費の地元負担金に対する起債認可の件。それについて萩田政府委員から、内容をもう一遍話して下さい。

○委員長(岡本愛祐君) それでは元へ戻りまして、四百八十四号の請願、特別都市計画事業費の地元負担金に対する起債認可の件。それについて萩田政府委員から、内容をもう一遍話して下さい。

○委員長(岡本愛祐君) それでは元へ戻りまして、四百八十四号の請願、特別都市計画事業費の地元負担金に対する起債認可の件。それについて萩田政府委員から、内容をもう一遍話して下さい。

○委員長(岡本愛祐君) それでは元へ戻りまして、四百八十四号の請願、特別都市計画事業費の地元負担金に対する起債認可の件。それについて萩田政府委員から、内容をもう一遍話して下さい。

○委員長(岡本愛祐君) それでは元へ戻りまして、四百八十四号の請願、特別都市計画事業費の地元負担金に対する起債認可の件。それについて萩田政府委員から、内容をもう一遍話して下さい。

けれども、その年の財政状態等を見ま

して、枠があります限りは認めて行きたいと思つております。

○山田佐一君 そうすると、これは採択しておいて、その額等については当局において御考慮を願う、こういうことではないですか。

○政府委員(萩田保君) そうです。

○山田佐一君 それでは採択せられんことを希望いたします。

○理事(吉川末次郎君) 山田委員より採択の動議が出ておりますが、そのように決定いたしてよろしうござい

すか。

○委員長(吉川末次郎君) それでは御異議がないものと認めて、採択することに決定いたします。

○理事(吉川末次郎君) 次に請願千三百六十四号について。

○政府委員(萩田保君) 二十四年度分の補正予算で認められました都市復興の公共事業費、これにつきましては大部分起債を認めております。たしか大体平均で九割程度認めておると思

います。

○山田佐一君 これも採択せられんことを希望いたします。

○理事(吉川末次郎君) 採択に決定いたしました。御異議ございませんか。

○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択に決定いたしま

す。

○理事(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択に決定いたしま

す。

○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択に決定いたしま

す。

○理事(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択に決定いたしま

す。

二十四年度は、度々の台風によつて非

常な災害を蒙り、県財政並びに県民経済に多大の影響を受けて、いろ／＼と対策を講じているのであるが、経済情勢の変化と、緊急重要事業が山積のた

めに、まさに満身創痍という状態にある。そして県財政がいよいよ困難な実情にあるから、これが窮状打開策として県債の償還延期と、利率引下げを行なつて頂きたいという趣旨でござい

ます。

○理事(吉川末次郎君) 政府側の意見を求められますか。それじゃ、萩田君の意見を求めておられますから開陳して下さい。

○政府委員(萩田保君) この二、三年中におきまする預金部資金の措置並びに償還期限が、非常に不利であつたのでござい

ますが、これは追ひ／＼預金部の運営の内容等も改善されて参りますので、利子の引下げ及び償還期限の延長等ができることになつておりますが、その場合には、過去の分につき

まして、そのようにいたしますよう

に、勿論、これらは自治庁の方ではござい

ませんが、大蔵省の問題でござい

ますが、大蔵省に対して申上つてお

きまします。尚、御参考に申上げてお

きまします。この二十四年度以前の災害起債の借入償還費は、平衡交付金法

によりまして総て基準財政需要の中に算入いたすことになりましたから、そ

のためにはいたします。地方団体への財政圧迫は大いに緩和されるものと考え

ております。

○山田佐一君 それではこれは採択して

おいてよろしいわけですね。採択せ

られんことを希望いたします。

○理事(吉川末次郎君) 採択に決定い

たしまして御異議ございませんか。

○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択することに決定

いたしました。

○理事(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択することに決定

いたしました。

○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択することに決定

いたしました。

○理事(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択することに決定

いたしました。

○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択することに決定

いたしました。

○理事(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択することに決定

いたしました。

○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択することに決定

いたしました。

○理事(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択することに決定

いたしました。

○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択することに決定

いたしました。

○理事(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択することに決定

いたしました。

○委員長(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択することに決定

いたしました。

○理事(吉川末次郎君) 御異議ないものと認めて、採択することに決定

て、内容といしましては、国家公務員に対する恩給は、昭和二十三年の七月から平均二十倍に増額されたが、これに

に対応して、町村吏員の恩給も同様に増額できるように町村吏員恩給費の負担等に関する法律を制定せられた

い。こういう趣旨であります。

○理事(吉川末次郎君) これも採択と決定しておきますか。

○山田佐一君 萩田さんの御意見はどう

ですか。

○理事(吉川末次郎君) 上原専門員から留保すべきであるという意見を言

われておりますが、留保することに決定してよろしうござい

ますか。

○委員長(吉川末次郎君) それでは陳情三十二号は留保することに決定いた

します。

次に移ります。

○専門員(福永興一郎君) 陳情の三十四号、五十六号、三十四号九号三件は、

いずれも戸籍事務費の全額国庫補助に

関する陳情であります。戸籍事務

は、戸籍法第一條の規定によつて、市

町村長が管掌する国家の行政事務であ

るに拘わらず、これに要する経費は、

僅かに戸籍手数料の徴収が国から與え

られるのみで、その大部分は市町村の

負担となつてゐるが、現在の市町村の

窮乏した財政では、到底その負担に堪

えないから、戸籍事務費を全額国庫補

助にされたいという趣旨でございま

す。

○専門員(上原六郎君) 補助という言葉

はおかしいと思ひますが、戸籍事務

費は、元来国庫で負担すべきものです

から、御採択になつてよろしかうと

存じます。

○理事(吉川末次郎君) 採択すること
に決定して御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(吉川末次郎君) 採択すること
に決定いたします。

次は請願千九百九十二号。

○専門員(福永興一郎君) これは静岡
県の沼津市議会議長松本一郎君からの
請願であります。主として国の利害
に係る事務を行うために要する経
費については、地方公共団体はこれを
負担する義務を負わないのであるが、
現実には支出を余儀なくせられてい
るから、地方財政法の第十一條に規定す
る経費については全額国庫負担とせら
れたいという趣旨でございます。

○理事(吉川末次郎君) 上原専門員の
意見を徴します。

○専門員(上原六郎君) これは全額国
庫負担になつておるものを現在市町村
が負担を余儀なくされているというこ
とでありますから、御採択になつて結
構だろうと思ひます。

○理事(吉川末次郎君) 採択すること
に決定してよろしいでございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(吉川末次郎君) それでは採択
することに決定いたします。

それでは本日はこれにて散会いたし
ます。

午後三時三十二分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 吉川末次郎君
堀 末治君
岩本 哲夫君

委員

三木 治朗君

黒川 武雄君

山田 佐一君

林屋龜次郎君

木内キヤウ君

柏木 庫治君

西郷吉之助君

鈴木 直人君

米倉 龍也君

濱田 寅藏君

川本 末治君

木多 市郎君

小野 哲君

荻田 保君

奥野 誠亮君

高辻 正己君

新井 茂司君

上原 六郎君

福永興一郎君

永瀬 章君

千葉市 馬込國三郎

千葉市 銚子市 小川 春吉

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

千葉市 消防局長

衆議院議員

政府委員

地方自治

政務次官

地方自治

政務次官

地方自治

政務次官

地方自治

政務次官

地方自治

政務次官

地方自治

政務次官

地方自治

政務次官

地方自治

政務次官

地方自治

政務次官

地方自治

政務次官

地方自治

政務次官

地方自治

政務次官

地方自治

政務次官

地方自治

政務次官

地方自治

謹んで消防法並に消防組織法の一部
を改正せられ吾々地方自治体消防団
員が明朗愉快な気持ちで働けるよう
にして頂きたいと存じまして県下十
万団員の総意と眞実を吐露して諸願
申し上げます。

何卒地方消防の実状を御覽察の上吾
等の意図御考慮御聴取御採納相成り
ますよう伏して懇願いたします。

第一 水火災害現場並に緊急事態発生
の場合消防団長に指揮権を附與せら
れたいこと。

但し七大都市の場合は別段に規定せ
られたい。

理由 (一) 地方小都市町村消防は消防団
員の消防活動によつて災害を充分
に制圧防禦してきた現在及び将来
もこの方法によつて完全に消防を
実行し得る施設も裝備も人員も完
備して居り何等の不安を來たさな
いし吾等伝統の仁侠の精神は自己
を捨て人のため郷土のため捨石と
もなり襲い來たる各種災害をたち
どころに鎮圧する実力を有し日夜

當々として精魂をいたして居り職
業消防に依存せずとも義務奉仕団
員の實力は嚴たる存在でありま
す。

(二) 水害、天災、地変、緊急事態
発生ときは消防団員の絶対活動
である之等災害現場は、主として
団長以下幹部で指揮統制秩序を保
持するものであるから指揮し得ら
れるよう法文化してもらいたい。

本県の場合を見るに専任消防長は
二名ある以外市町村長が消防長兼
務であり災害現場には概ね不在で
あつて混亂せる災害現場活動は実
に「テンヤワンヤ」不統一となり遺
憾の点が多い。故に消防団長が消
防長に替り職務執行し得られるよ
う速急に改正せられたい。

(三) 吾等七市には常備消防或は消
防署の設置あり二、三十名程度の
消防職員が配置されて主として火
災の早期発見と初期消防に先着部
隊が当り、これに優秀な消防設備
を多数保持せる団員が次々に出動
して消防目的を達し居り相互協会
消防であるが、其の主体は消防団
消防であり従つてこれ等火災現場
においても指揮統制が容易に出來
得る団に現場蒐集の権限を法文化
して貰いたい。

(註) 現行法では消防長の所管の
下に活動することとなつて居る
も消防長が現場に居らず職員のみ
であり指揮不能に陥り出動部
隊各個区々となり居るから法文
化して貰はねば責任ある有効な
措置が出來ないから是非ともこ
の点考慮してもらいたい。

第二、団員にも査察が出來得るよう法
文化して貰いたい。

理由 団員は活動の範囲も広く肉体的、
精神的、物質的義務と犠牲がある
ばかりで何一つ権限が與えられて
居ない。自己の区域内の消防査察
が出來ないから空文に等しいもの
であつて、消防職員のない全県多
数の区域は何人が査察をやるので
しよう市町村消防団が從來でさえ
火の用心、窯の検査等査察を行つ
て來たのに法制定以來は職員のみ
に限定されたので法の執行運用に
支障が多いから改めて貰いたい。

(註) 少数の者達にのみよる査察
の結果は消防器屋の手先となつ
たり、職權を笠に住民に必要以
上の強要ともなり芳ばしくない
結果が多く発生して居る団員に
も行使出來るようになつてことが
適當であり、火災予防上に効果
的であります。

第三、県消防課にも消防推進し得るよ
う法文化して貰いたい。

理由 県が熱心に消防強化のために積極
的になつて居るが何一つ権限がな
いので折角出來た課の設置も中に
浮いて居る。この現状を御考慮願
いたい。

第四、消防長のない市町村では消防団
長をして消防長の職務を行はしむる
よう法文化して貰いたい。

理由 現行の消防法では消防本部を置か
ない市町村においては市町村長が
例外的に各般の消防行政を執行す
ることになつて居るが、市町村長
の多くは消防業務については素人

文化して貰いたい。

理由 団員は活動の範囲も広く肉体的、
精神的、物質的義務と犠牲がある
ばかりで何一つ権限が與えられて
居ない。自己の区域内の消防査察
が出來ないから空文に等しいもの
であつて、消防職員のない全県多
数の区域は何人が査察をやるので
しよう市町村消防団が從來でさえ
火の用心、窯の検査等査察を行つ
て來たのに法制定以來は職員のみ
に限定されたので法の執行運用に
支障が多いから改めて貰いたい。

(註) 少数の者達にのみよる査察
の結果は消防器屋の手先となつ
たり、職權を笠に住民に必要以
上の強要ともなり芳ばしくない
結果が多く発生して居る団員に
も行使出來るようになつてことが
適當であり、火災予防上に効果
的であります。

第三、県消防課にも消防推進し得るよ
う法文化して貰いたい。

理由 県が熱心に消防強化のために積極
的になつて居るが何一つ権限がな
いので折角出來た課の設置も中に
浮いて居る。この現状を御考慮願
いたい。

第四、消防長のない市町村では消防団
長をして消防長の職務を行はしむる
よう法文化して貰いたい。

理由 現行の消防法では消防本部を置か
ない市町村においては市町村長が
例外的に各般の消防行政を執行す
ることになつて居るが、市町村長
の多くは消防業務については素人

文化して貰いたい。

理由 団員は活動の範囲も広く肉体的、
精神的、物質的義務と犠牲がある
ばかりで何一つ権限が與えられて
居ない。自己の区域内の消防査察
が出來ないから空文に等しいもの
であつて、消防職員のない全県多
数の区域は何人が査察をやるので
しよう市町村消防団が從來でさえ
火の用心、窯の検査等査察を行つ
て來たのに法制定以來は職員のみ
に限定されたので法の執行運用に
支障が多いから改めて貰いたい。

(註) 少数の者達にのみよる査察
の結果は消防器屋の手先となつ
たり、職權を笠に住民に必要以
上の強要ともなり芳ばしくない
結果が多く発生して居る団員に
も行使出來るようになつてことが
適當であり、火災予防上に効果
的であります。

第三、県消防課にも消防推進し得るよ
う法文化して貰いたい。

理由 県が熱心に消防強化のために積極
的になつて居るが何一つ権限がな
いので折角出來た課の設置も中に
浮いて居る。この現状を御考慮願
いたい。

第四、消防長のない市町村では消防団
長をして消防長の職務を行はしむる
よう法文化して貰いたい。

理由 現行の消防法では消防本部を置か
ない市町村においては市町村長が
例外的に各般の消防行政を執行す
ることになつて居るが、市町村長
の多くは消防業務については素人

文化して貰いたい。

であり又市町村行政の繁劇から消防行政は消極的且つ不円滑となり消防業務または消防法を強力に推進して消防の目的を充分に達することが出来ない実情であるから消防長の無い市町村にあつては現在事実上消防業務を執行している消防団長の権限とするよう法文化して貰いたい。

右の通りであり団員にも最少限の権限を行使し得ることにならないと消防職員対団員は余りにも差別待遇となり延ひては不平不満を醸し現在の対立が一層高まり法制定の目的に逆に衰退してしまふから是非改正して貰ひたい。

以上

昭和二十四年十二月一日

北海道 消防課長

福島県

茨城

埼玉

千葉

神奈川

富山

愛知

京都府

兵庫

奈良

福岡

大阪府 防災課長

栃木県 消防災害課長

参議院地方行政委員長殿

消防制度の改正等に関する具申書

消防課を設置している全国道府県の消防課長連絡会議を十一月二十五日福岡

県に於て開催し第五国会に於て消防機構強化に関する決議がなされたが、その後何等これに対する施策も行はれず放任されたままであつて此の儘で進むならば、消防は益々弱体化し消防警備の万全を期することは不可能であるといふべく誠に寒心に堪えないので現在の火災情勢に鑑みてこれに対応する消防制度の確立、消防態勢の強化確立のための具体策として重要且つ緊急を要する現行消防制度の改正等左記七項目を速に具体化するよう満場一致で議決しましたので早急に実現されるよう特別の御配慮を仰ぎたく連名の上具申します。

一、消防組織法の一部改正について。

現行の消防制度は余りにも地方分権に過ぎ地方の実情と遊離した極みがあつてこのため消防の飛躍発展を阻害する点も尠くないので国家消防庁並に府県知事の消防に対する権限を今少し拡張するよう全国消防人より度々強く要望した処であつて既に国民消防庁に於て一部改正を立案されている模様であるが消防制度の確立強化のため次の通り消防組織法の一部を至急改正されるよう要望する。

(一) 現在の国家消防庁消防講習所を消防大学として一層強化すること。

(二) 市町村消防吏員の定員は国家消防庁の定める基準に従つて市町村が定めるようにすること。

(三) 国家消防庁に都道府県知事、市町村長又は消防長に対して消防

上の指示勧告、助言の権限を與へること。

(四) 道府県知事に市町村長又は消防長に対して消防上の指示、勧告、助言の権限を與へること。

(五) 国家消防長官に、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害防禦に關して都道府県知事、市町村長又は消防長に対して必要な命令権を與へること。

(六) 道府県知事に対して右に準ずること。

(七) 国家消防庁、都道府県及び市町村に放火又は失火犯の捜査のため捜査官(員)制度を確立すること。

(八) このため道府県にも市町村に同様に消防本部を設置せしめて消防職員を配置すること。

一、重要道府県には消防部を、其の他の府県には消防課を設置せしめるよう地方自治法を改正すること。

以上の如く消防組織法を改正し道府県知事に対して権限を附與して市町村の自治消防を強力に強力に指導し、育成してゆくためには県に於て相当強力な陣容を必要とするとは言を俟たない処であるから重要道府県には消防部を其の他の県には必ず消防課を設置せしめるよう地方自治法の一部を改正すること。

一、消防法を一部改正して消防長の無い市町村では消防団長をして消防長の職務を行はしむること。

現行の消防法では消防本部を置かない市町村に於ては例外的に各般の消防行

政を執行することになつてはいるが市町村長は消防業務については全く素人であり、又市町村行政の繁劇から消防行政は消極的或は不円滑となり専門的な知識を必要とする消防業務又は消防法を強力に推進して消防の目的を充分に達成するといふことは出来ない実情であるから消防長の無い市町村にあつては現在事実上消防業務を執行している消防団長の権限となすよう消防法第三條以下を改正するよう要望する。

一、消防施設強化に関する法律制定について。

消防に要する経費については全国的にその市町村の負担となつてはいるが幾ら立派な制度が確立されても之に対する財源措置を講じなかつたなら到底その目的を達成することは不可能であり現在の逼迫した地方財政ではその必要性は痛感していても最少限度の消防力を維持することすら出来得ない極めて寒心に堪へない現状であるから次の経費については国庫より二分の一程度の補助金を交付し消防施設を強化して火災に対応する消防力を確保するよう措置されたい。

(一) 消防用諸資材の購入費

(二) 消防庁舎の建築費

(三) 消防用水利の施設費

このため消防施設強化に関する法律を早急に制定するよう要望する。

一、消防の財政的措置について。

今回のシャープ博士の勧告によると現在の配布税制度が廃止せられて一般平衡交付金制度がこれに替ることになつ

て居るのであるが従来の配布税交付の対象の中に消防関係の経費については僅かに自治体消防(常備消防)の経費のみがその対象となるに過ぎず常備消防を設置していない町村の消防、即ち消防団費についてはこの対象より除外されて全く財政的な裏付けがなかつたのである。このため消防はその責任の重大なるにも拘らず財政的には甚だしく不利となり地方財政の逼迫している現在、市町村では現有消防力を維持することすら不能で寄附行為によりかろうじて運用されているという現状であり何等かの財政的な措置を講じない限り消防力は弱体化し、消防警備の万全は到底期し得られない、国家のため極めて憂慮すべき実状にあるのである。

右の如き地方消防の実情を理解され今回の市町村に対する一般平衡交付金の交付算定基準を決定する場合は是非消防に要する経費をその中に含まれるよう強く要望する。

一、消防団員を地方公務員として且つ特別職とすること。市町村の消防団は消防組織法第十五條の二によつて設置され市町村の消防業務並水防業務について全面的に責任を有し活動しているものであるがこれが給與等の点についてはその市町村が負担するため市町村の財政状態によつて格段の差異があり、中でも公務による死亡傷病を受けた場合等の弔慰救済の方法について甚だしきに至つては殉職者に対して僅かに一万円程度の死亡給與金を遺族に支給した事例に決して尠くないのである。

査のための付託は四月二十五日)

消防団員の職務の公共性、重要性の割合に酬ゆる処極めて少い実情で此の儘放置するときは消防団員の志気は阻喪し、完全なる業務の遂行は全く不可能となることを憂ふるものである。

故に消防団員をして後顧の憂なく一意専心業務を遂行せしむるため消防団員の職務の公共性上、地方公務員として且つ特別職として災害補償を適用されたい。

一、水防法を廃止すること。

近年全国各地に発生し甚大なる損害を蒙つてゐる水災に対しこれを警戒防禦し、これに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を確保するため、本年六月四日水防法が制定せられ同年八月から施行されたが、この法律に拘はらず、さきに公布せられた消防組織第一條にも消防の任務として水防の責任を明確に規定してありこれに基いて、消防本来の使命として水防業務を遂行しているものであるから現在の水防法は事実上は空文にひとしい存在となつてゐるのである。

又この法律があるためかへつて指揮命令系統が重複し運営の円滑をすら阻害する傾向にあるので出来得れば水防法は廃止せられたい。

四月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、予防接種法等による国庫負担の特例に関する法律案(予備審査のための付託は三月三十日)

一、地方財政平衡交付金法案(予備審査のため)

昭和二十五年五月二十四日印刷

昭和二十五年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁